平成29年第3回竹原市議会定例会議事日程 第2号 平成29年9月11日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 宇野 武則 議員
- (2) 今田 佳男 議員
- (3) 宮原 忠行 議員

平成29年9月11日開議

(平成29年9月11日)

議席順		氏		名	出	欠
1	今	田	佳	男	出	席
2	竹	橋	和	彦	出	席
3	山	元	経	穂	出	席
4	高	重	洋	介	出	席
5	堀	越	賢	<u> </u>	出	席
6	Л	本		円	出	席
7	井	上	美	津 子	出	席
8	大	Ш	弘	雄	出	席
9	道	法	知	江	出	席
1 0	宮	原	忠	行	出	席
1 1	北	元		豊	出	席
1 2	宇	野	武	則	出	席
1 3	松	本		進	出	席
1 4	脇	本	茂	紀	出	席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

	職		名			氏			名	出	欠
市				長		吉	田		基	出	席
副	Г	fi		長		細	羽	則	生	出	席
教	Ī	育		長		竹	下	昌	憲	出	席
総	務	部		長		平	田	康	宏	出	席
企	画 振	興	部	長		桶	本	哲	也	出	席
市	民 生	活	部	長		宮	地	憲	\equiv	出	席
福	祉	部		長		久	重	雅	昭	出	席
建	設	部		長		有	本	圭	司	出	席
教育委員会教育次長				中	Щ	隆	=	出	席		
公	営 企	業	部	長		平	田	康	宏	出	席

午前9時57分 開議

議長(道法知江君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

本日から一般質問が始まります。

皆様におかれましては、これまでも慎重な御発言に心がけてこられたところでございます。議員並びに執行部の皆様には、より一層言動に対する品位を保ち、真摯に議論の展開をしていただきますようお願いいたします。

日程第1

議長(道法知江君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成29年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のと おり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番, 宇野武則議員の登壇を許します。

12番(宇野武則君) 皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行ってまいります。

吉田市長就任は平成26年1月14日で、既に4年間の任期も残り少なくなりました。 私も同年11月に執行された市議選において多くの市民の支持をいただき、8年ぶりに市 議会に議席をいただきました。同年第4回定例議会において、6件の質問をいたしまし た。市長の政治姿勢についてを除き、以下5点とその後の質問について、私なりの法的解 釈や他市の事例等を参考に、総括的に質問いたします。各関係部長は、内容を精査され明 確な答弁をいただくよう、お願いいたします。

1点目として、随意契約についてであります。

竹原西小学校耐震工事に伴う校内改修工事2件で約5,000万円,平成23年度竹原市地域情報基盤整備事業,事業1期分9,416万9,250円,2期分1,480万5,000円であります。当時,副市長答弁では,随意契約の正当性を主張されておりますが,会計検査院は明確に一定の金額を超える事業については入札に付すべきと指導して

おります。他市の事例においても高額な随意契約の事例は確認できません。今後どのよう に対応されるのか、副市長に伺います。

次に、NPO法人ふれあい館(旧)たけはら委託契約について伺います。

同法人との事業委託契約は、平成21年で委託金約2,000万円弱であります。平成23年、同施設の入り口自動ドア4枚を修繕。金額は約40万円余であります。平成28年第4回定例議会において、当時の今栄民生部長は顧問弁護士と協議、自動ドア修繕に関する法解釈について建物賃貸借契約に対する委託料等の支出の適法性について相談、民法606条第1項、賃貸人の修繕義務の規定は、強行規定でなく任意規定、建物賃貸借契約書の契約条項15条の協議により賃借人の修繕は適法と考えていると答弁されました。

私がさきの議会で説明した大審院判例及び近年での判例においては、建物の主要な部分については賃貸人が責任を持って修繕することは確定している。竹原市営住宅管理条例のうち、第3節費用負担(修繕費用の負担)21条、市営住宅等の修繕に要する経費(障子、ふすま、破損ガラスの取りかえ、建具補修の軽微な修繕、給水栓、スイッチ他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する経費を除く)は市の負担とする。この条例は、国の法に基づいて設置されたもので、市の委託施設全てに一律適用すべきと思いますが、副市長にお伺いいたします。

3点目として,火葬場委託契約について伺います。

本件事業は、平成26年、有限会社ジャパンクリーナサービスとの委託金額は月額48万600円、期間は3年間であります。

私は、平成26年第4回定例会で、賃金不払いや契約不履行等について質問。市は、人件費については、本市の賃金単価、火葬場に従事する時間から賃金を積算。これに健康保険、法定福利費を含めた額、施設の管理に要する経費は清掃の実績額を積算と答弁。平成29年6月30日、斎場管理契約が更新。入札の結果、株式会社日本斎苑、落札金額は41万400円(消費税及び地方消費税を含む)であります。平成28年度、火葬日数は248日、月平均20.7日であります。火葬件数は418件、日平均約1.1人、最大件数4件と説明されている。

今回落札金額は、前回より7万5,600円減額となっているが、その理由は。火葬場従事者は2名以上となっているが、さきの委員会の説明では、1名については月額25万円、残り1名については固定給3万円、出勤の場合、日額4,000円。火葬場業務については、典型的な同一労働同一賃金と思われるが、なぜこのような賃金格差が生じたの

か, 伺います。

この施設の委託業務については、前市長時代に実施されたもので、市がこのような内容 の委託契約を継続することは問題と思うが、他の委託業務を含む委託の見直しを検討すべ きと思いますが、関係部長の見解を求めます。

銀行跡地に建設の小公園について, 要点のみ伺います。

平成25年7月建物解体,その後,土地移転登記未定のまま工事発注。平成25年12月9日,当然発注者は前市長小坂政司氏であります。土地移転登記は平成26年2月12日であり,吉田市長就任直後であります。用地購入額は2,619万4,773円,当時の周辺地の固定資産評価額は,坪13万823円。市が銀行跡地購入額は坪単価19万2,000円であります。平成26年当時の周辺土地取引事例から,固定資産評価額を超えて取引例は一件もないと思いますが,市の購入額は倍額に等しいもので,不透明な工事発注が原因と思われますが,高額な公金支出については,正確な手続によって慎重に取り扱うべきと思いますが,市長の御見解を伺います。

次に、旧市立体育館跡地に建設された子育て支援事業について伺います。

この事業に関する土地鑑定報告書が平成25年10月24日, 前市長に提出されております。

内容は以下のとおりであります。

1, 土地更地価格7, 090万円, 建物撤去費4, 960万円, 残地価格が2, 130万円。その後, 議会答弁では, 平成25年10月31日, 市立体育館評価額は, 1, 土地評価額8, 095万3, 600円, 解体費4, 979万8, 400円, 土地再評価額(減)2.7%, 224万6, 000円, 残土地売却費2, 800万円, 坪単価評価額3万7, 000円と答弁されているが, 正確な金額はどちらか伺います。

建物構造については、旧市立体育館と竹小体育館解体については、市内同一業者が受 注。建物構造解体方法、処分費のどの内容が異なるのか伺います。

鑑定会社による解体積算事例は3件あると答弁されているが、その内容について詳細な 説明がない。副市長の御見解を伺います。

この施設については,入居条件が大きな障害となっている。条件を大幅に緩和し,全室 入居を目指すべきと思うが,市長の決意を伺います。

街路樹移植問題について伺います。

この地域は30年以上孟宗竹が植栽されており、提出された文書では篠竹であり、篠竹

は高さ50センチの低木で交通障害とはならない。市長に提出の公文書として、受理に問題で窓口において内容の訂正を求めるべきであり、職員の職務怠慢であり、今後は厳正な職務執行を強く求めます。

次に, 道の駅について。

建設は平成19年から22年まで3カ年間で、完成総事業費は3億1、979万7、155円、年間指定管理費は1、500万円。一方、海の駅は平成24年から26年までの3年間で建設総事業費は2億2、373万3、290円、年間指定管理費は800万円であります。その他、公共資産である遊休地の多い市営住宅、教育委員会関連施設、あるいは的場海水浴場の有効利用等々、総合的に行財政改革を推進すべきと思いますが、市長の決意を伺います。

たけはら合同ビル移転について伺います。

たけはら合同ビル移転計画(案)は、前市長によって平成24年1月30日、市議会全 員協議会において表明されたと伺っております。前小坂市長がどのような構想、見込みを 持って庁舎移転を表明されたのか、私は当時は部外者で前市長の真意を詳細に知ることは できませんが、発表されて丸2年間経過後も事業は全く進展もなく、市長は突然職を退任 することを表明されたのであります。

庁舎移転問題は、本市市制施行以来の大事業であります。本来なら、自らの後継者を決めて事業の継続を図るべきで、そのことができない場合は、広島県に対して事業の白紙撤回をすべきであったと思います。その上で、市民から選ばれた市長に、自由に事業の選択を求めるべきであったと思います。特に、移転問題は高額な財産取得であり、当時の総務部長が交渉の窓口であり、市が商工会議所にお願いする立場にありながら、交渉はほとんど行われることもなく市長は辞任されたのであります。前市長は、前段で述べた多くの事業、市民からは負の事業を中途半端に残しており、市長に就任された吉田市長に全ての事業が無言で託されたのであります。

本年8月1日,本市最重要事業であった合同庁舎移転問題が,吉田市長の粘り強い交渉 と商工会議所会頭山本静司氏の決断,会員関係者の理解により,様々な形で最高の合意が できたと思います。今後は,行程表とともに確実に予算を確保し,事業を推進されるよ う,市長に決意を伺います。

以上で質問を終わります。

議長(道法知江君) 順次答弁願います。

市長。

市長(吉田 基君) 宇野議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問についてでありますが、随意契約につきましては、普通地方公共団体が競争の方法によらないで任意に特定の相手を選択し契約を締結する方法を言うものであり、地方自治法第234条第1項において、契約を締結する方法の一つとして定められております。この随意契約につきましては、同条第2項の規定により、一般競争入札を原則とする契約方法の例外とされておりますが、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反する場合や事業の能率的な運営を阻害すると認められる場合、また一般競争入札によることが不利益となる場合など、一般競争入札によることが適当でない場合において、法令等に基づいた適切な運用を行うことを前提に認められているものでございます。

本市におきましても、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により定めている竹原市契約規則第26条第1項に基づく金額要件による随意契約のほか、災害復旧工事などの緊急性のある場合や再度の入札に付したが落札者がいない場合、競争入札に付することが不利と認められた場合、その性質または目的が競争入札に適さない場合などにおいて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき、随意契約の方法を採用いたしております。

いずれにいたしましても、地方公共団体として行う契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務事業の目的達成の手段として締結するものでございます。また、契約の多くは公金の支出を伴うことなどから、その締結手続等について極めて厳格な公共性が要求されるものと認識いたしております。こうしたことからも、随意契約につきましては、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分認識した上で、法令等に基づき、今後におきましても公正性の確保、経済性の確保、適正履行の確保を兼ね備えた、適切な契約事務を行ってまいりたいと考えております。

2点目の御質問についてでありますが、ふれあい館ひろしまの自動ドアの修繕につきましては、平成23年度の委託料の範囲内で事業者が支出を行ったものであり、事業者の裁量の範囲内での執行であると認識いたしております。また、民法第606条第1項、賃貸人の修繕義務の規定につきましても、強行規定ではなく任意規定であり、特約事項等で賃借人が修繕を行うことができることとされていることから、建物賃貸借契約書の契約条項第15条に規定されている協議により賃借人が自動ドアの修繕を行ったものであり、適法

であると考えている次第であります。なお、本件の修繕につきましては、民間の建物所有者と市の委託事業を行う民間事業者が協議の上対応したものでありますので、問題はないものと考えております。

次に、3点目の御質問についてでありますが、竹原市斎場管理運営業務につきましては、本年6月30日に実施した入札により、株式会社日本斎苑と委託期間を平成29年8月1日から平成32年7月31日まで、委託料を月額41万400円とする契約を締結いたしました。この委託料が前契約より減額となっていることにつきましては、入札に当たり受託者が仕様書の内容から判断し、応札されたものと考えております。

なお、契約に当たっては、仕様書に基づき業務を誠実に履行することが可能であるか、 業務体制等について聞き取りをし、確認した上で業務委託契約を締結いたしました。ま た、平成29年7月31日までの業務委託における従業員2名の賃金額につきましては、 受託者と従業員の当事者間の雇用契約によるものであり、業務内容等により決められたも のであると考えております。

竹原市斎場管理運営業務につきましては、地方自治法に基づき、一般競争入札により契約を締結したものであり、住民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から火葬業務が支障なく行われるよう、円滑かつ適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問についてでございますが、固定資産税評価額につきましては、課税に用いる価格として国が定めた固定資産評価基準に基づき、原則として公示価格の70%となるよう定められております。この公示価格は、その地域における標準的土地の更地の価格であり、一般的に土地取引の指標として取り扱われているものでございます。

現在、酔景の小庭となっている土地の購入につきましては、不動産鑑定評価に基づいた ものであり、結果として公示価格とほぼ同じ額となっていることからも、適切な金額であ るものと考えております。

次に、5点目の御質問についてでありますが、旧市立体育館跡地の土地更地価格の違いにつきましては、この土地の評価額7、090万円は現在建物の敷地となっている土地2筆分の金額であり、8、095万3、600円は平成26年6月に時点修正した市道を挟んだ向かい側の駐車場用地も含めた3筆全ての金額を示しているものでございます。いずれの価格も、評価時点において正しく算定されているものであると考えております。

旧市立体育館と市立小学校旧体育館の解体工事の解体方法、処分費につきましては、旧

市立体育館は土地の売買に伴う建物つき土地の市場での価格を不動産として評価したものであり、市立小学校の旧体育館の解体工事とは単純に比較できないものであると考えております。仮に、両案件を解体工事として比較した場合、旧市立体育館が鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、市立小学校の旧体育館が鉄骨造であり、2つの建物の構造が違うことから解体方法や処分費などの内容が変わり、解体費用は異なる結果になるものと考えております。

鑑定会社による解体費積算の事例につきましては、本市では本案件以外ありませんが、本市以外の公共工事では建物つき土地における建物の解体を含めた不動産鑑定評価の取扱事例として、不動産鑑定会社へのヒアリングをもとに3件と答弁させていただいたものでございます。また、子育て世帯向け賃貸住宅の入居条件の緩和につきましては、本住宅が利便性の高い中心市街地に立地し、子育てに配慮した間取りや環境を備えた質の高い住空間を提供することにより子育て世帯を支援していくことをコンセプトにしていることから、引き続き、広報活動を行うとともに、入居促進につながる施策について検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目の御質問についてでありますが、街路樹の移植に係る諸手続につきましては、平成28年10月に事務処理要領を定め運用を開始しており、申請者への指導、確認も含めた適切な事務の執行となるよう努めてまいりたいと考えております。

7点目の御質問についてでございますが,市税収入が縮小傾向にある中で,社会保障関連経費や老朽化した公共施設等に対応する経費が増加することが見込まれることなどから,本市の将来的な財政運営は厳しい状況になるものと予想しており,現在保有している全ての公共施設等を適切に維持管理していくことは困難な状況にあると認識いたしております。

こうした中で、本市におきましては、公共施設などの財産に関連した行財政改革の取組の一つとして、公共施設等の現状を定期的な点検などによって把握し、適切な維持管理と有効活用を図りながら、中・長期的な観点で最適な施設保有量を目指した取組を進めるための方向性を示した公共施設等総合管理計画を策定したところであり、市民サービスの水準の維持と将来的な財政負担の軽減を進めていくよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、8点目の御質問についてでございますが、現在計画いたしております公共施設ゾーン整備事業の推進につきましては、これまでたけはら合同ビルの取得に関し課題が生じ

ていたことによって、その進捗が困難な状況にありましたが、継続的に市と商工会議所の間で協議を進めてきた結果、課題の解決に向け、おおむね考え方の一致を見たところでございます。去る8月1日に覚書の締結を行い、今後における事業推進の道が開けたところであります。

現在、人口減少や公共施設の老朽化が進む中で、本市の活性化と市民サービスの向上などの効果が見込まれる公共施設ゾーン整備事業につきましては、将来のまちづくりにおいて重要なプロジェクトであることから、市民の皆様に御理解をいただきながら、計画的かつ効率的に事業推進を図ってまいりたいと考えております。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) 私は再質問する前に、これまで一貫して皆さんの声に対して責任 追及するという観点から質問しているのではないのです。私は、法と公金の取り扱いにつ いて、いろいろ疑義があれば行政、議会一体となって真剣にその問題を解決して、あしき 前例を残さない。今、たまたま市長に答弁いただいたのですが、あしき前例というのは、 市長就任の以前からの課題について、ずっと歴代同じ答弁なのです。それで、私は市民の 血税である公金が安易に執行されていくということは、非常に問題があるというところか らこういった質問をしているので、何らかの答弁の中でそのことが解決されなくては、 我々チェック機関としての役割はなくなるので、その点を踏まえて答弁していただきたい というふうに思います。

それで、1点目の随意契約ですが、たまたま今日は再質問の資料を忘れてきましたので、今の答弁の中から抜粋しながら質問させていただきたいと思います。

先般,役所の定年になった方が,竹原はまだそのような随契のようなことをやっているのかと言われたのですが,農林や議会事務局長などもやられた方で,私はこの随契の内容が,例えば緊急性があったとしても,緊急性があれば広島の大災害の場合は議会が全て連携をとって,専決処分して速やかに議会を開いて議決をいただくということが通常の方法ですね。

まず、東広島の例として、竹原市より1年早いのです。21年、2年やっております。 よそは皆、随意契約、この工事、同じ工事なのですが、2年間で3社を入札でやっている のです。こういう先進地をどうして参考にできなかったかな。この事業は、竹原市の職員 ではなかなか賄えない事業なので、先進地をしっかり勉強すべきだったというふうに思い ます。そういう面からいうと、随意契約というのは、法の規制の中にも大分明確にありま すね。安易にやるべき事案ではないのだろうと。

私が問題にするのは、竹西小学校、竹原中学校との契約です。これが、本体は3億2、445万円であります。それで、ここに、落札金額が82.64%なんです、本体。同一事業で改修工事が随契でやられている。これが、予定価格が3、279万1、500円で、落札価格が3、150万円。落札額が96.6%です。もう一件の改修工事の随意契約は、予算が1、716万7、500円、落札ではなしに請負価格ですね、随契だから。1、648万5、000円。金額は、96.23%ということになるのです。

これは、もう誰が考えても、では改修を別に入札すればいいのだから、改修工事というのはもうセットで出てくるわけだから。一方の耐震の本体は82%、一方の同じ現場で随契やったら96.0数%ということが、公金の取り扱いに問題があるのではないかという指摘をしているのです。随契は、だからこの2件だけなのです。

それで、よその事例を見ればわかるのです。どこも皆入札しているのです。特定な事業でも何でもないのです。だから、入札しているのです、竹原市は。16社ですか。ほとんどこの県内でない業者は辞退しております。だから、この周辺の落札業者の実態を見れば、大竹も廿日市も全部同一業者が、数社が入札へ、工事やっている。このエリアの業者というのは決まっているということ。その点について、今後随契を正当化すると、都合のいい業者には随契随契とこうなることだから、私はこういう前例をつくってはいけないという御指摘をしているのですが、副市長の御見解を伺います。

副市長(細羽則生君) 随意契約の取り扱いにつきましては、競争入札という部分から考えた上でも、一定の問題点というのはあるのではないかというふうに考えております。

前回、これまでの随意契約の部分につきましては、それぞれの理由をつけてやってきた わけでございますが、基本的には一般競争入札という部分をやっていくということを前提 に考えていきたいと。

ただ、内容によっては、随意契約をやらなければいけないというケースも出てくると思いますので、そこの部分につきましては工事の内容、あるいはその緊急度、あるいは状況 状況を判断した上で、適切な契約方法を選んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番字野武則議員。

12番(宇野武則君) 一応,随意契約というのは相当慎重にやらないと,これは会計検査院もお伺いしてみたいというふうに,広島県もどういうような入札方法をとっておられ

るのか、お話を伺ってみたいというふうに思っております。

そういう点で、ここにあるように、何年かにあるわけですが、こういう随意契約の、今言うように167条の2、地方自治法234条の2、2項からいいますと、同一事業でこの請負金額が十数%も上がると、随意契約によって上がったということは、絶対に今後許されませんから、これは私もどこまでがどうか、法解釈では、私は随意契約でなく、当然時間的にも余裕があるのだから、一般入札にしても何にしても、入札に付すことが一番ベターであろうというふうに思っております。

続いて、ふれあい館の自動ドア、これは一度に4枚直したのですね。一度に4枚壊れたのですか。

議長(道法知江君) 福祉部長。

福祉部長(久重雅昭君) 関連しておりますので、一度に壊れたというふうには聞いております。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) 4枚。それは誰から確認したのですか。

議長(道法知江君) 福祉部長。

福祉部長(久重雅昭君) 故障した当時は、これは23年度の話でございますけども、確認をしたのは、23年度の事業終了後の収支決算報告において確認をしたということでございます。

議長(道法知江君) 12番字野武則議員。

12番(宇野武則君) 普通,常識で考えて,あの小さい建物の中にある4枚のドアが, 当年度で一遍に壊れるという可能性があると思いますか。部長といったら,それぞれの課 の指導する立場です。

では、聞きますが、この2、000万円近い予算の中で40万円の使える予算はどうい う名目でやっているのか。

議長(道法知江君) 福祉部長。

福祉部長(久重雅昭君) 委託料でございますけども、これは人件費、物件費、不特定の修繕等も含んで、そういったものも積算としては入っております。あと、消耗品ですとか、通信運搬とか、そういったものを積算して、委託料を予算として計上しているというところでございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) 先般,これは2年分,27,8年分もらったのだが,非常に使用料,そうすると私は21年からもらっているが,ここで不用額とか委託費が返還されたものは一回もない。委託費の中に40万円という修繕費ができる予算はどういう内容か。

それから、40万円、委託費でも公金だから、全額、これはほとんど保育料なんかも20分の1ぐらいよ。この施設は、当初19年にやった折には、子どもの委託費と、それから寄附金だった。2年たって、小坂市長の時代に許可したのよ、これを。どうして許可したのか、私は全くわからないのだが。これだけ施設が、子どもが少なくなって、施設を統廃合して、一般企業の土地を買ってやるというような理由がどこにあるのか。あそこの施設を見ましたか、あなた方。ちょっと日が照るとカーテンして真っ暗ですよ、中は。子どもが見えないのだから。運動場のない、子どもをおりへ入れているようなものよ。子どもの8割は、保育所や幼稚園では全部外へ出て、遊んで、友達同士でいろいろなコミュニケーションを図って、知恵がついていくのよ、知恵が。どういうことをしているのか。

それで、これずっとあなた見てみなさい。不用額で1円の銭も返ってきているか。全部使っている。23年だけ40万円、何の金を使っているの。40万円、特別な支出がある場合は担当部長にこういう案件が出たのだがどうでしょうかといって、委託先に相談して善後策を考えるのが普通の行政のあり方なんで。私がいっつも言っているように、あなたらの責任追及するのではない。しかし、不透明な公金は、40万円といったら懲戒免職になるので、使い方によったら。この8年、10年の間に、あなたらの答弁聞いていたら、全く公務員としての姿勢がない。不審な点があったら今後改めますというような言葉が何で出ないのか。誰が税金を納めているのか。国家も自治体も全部国民の税金で賄っている。それをずっとあなたらが予備費として50万円組んでおります、この予備費から出したのですという説明が、そんな予備費は組まれないだろう、この事業費に。ぎりぎりいっぱい組んでいる、子どもを預かるために、家の修繕だ、自動ドアの修繕だというのは論外なのよ。予算の中にあるわけないではない。いいかげんな答弁しないようにしないと。

私はずっと、早何年もこれ決算書をもらっている。ここに不用額、市へ返還というような文字は一カ所もないのよ。だから、いいかげんに自動ドアを修繕したのよ。今度は、行政上手続を正確にして、厳正にやりますという反省の言葉なんかあなたら一つもない。同じ、何十年も。何やらの一つ覚えみたいに同じ答弁している。どこにそのような議会があるのか。我々の責任もあるだろう。人ごとではないのよ、これは。公金というのは。本当、国鉄の職員が300円使って首になったところもあるのだから、事例が。なあなあで

出しているのは間違いないのよ。出していないと言うのなら、この606条はそうではないのよ。606条はあなた方、任意規定だという答弁しているが。任意規定や何か、何の関係もないのよ。しかし、司法判断というのは、絶対的な権限があるのよ。だから、こういう事例で公金をどんどん出しているのですというような事例があったら言ってみなさい。ないでしょうが、そのようなものは。私も何十といって経験もあるし、うちの弁護士も相談しているのよ。このようなものは、宇野さん、議論の余地はないのよといって初め言われたのよ。

建物は、1つの建物がある、そこへ人が住めるように維持管理する責任というのは、全部賃貸人が持っているのよ。今の市営住宅、あれは法律違反で、あれは。法律に基づいて条例つくっているので。その法律に基づいてつくった条例を一律に適用しないのはどうするのか。その場限り、その場限りで適用していたら、それは行政ではないのよ。あなた方の行政運営というのは、法律以外にないのよ。なあなあなあなあ言ってやれるような公金支出はないのよ。全て法律に基づいて支出しないと。だから、全て議会の議決をとるようになっているのよ。

今, あなた4枚と言ったが, 本当に4枚一遍に壊れたのか。工事やった業者の名前言ってください。確認するから。

議長(道法知江君) 福祉部長。

福祉部長(久重雅昭君) 修繕業者の業者名については、把握しておりません。

議長(道法知江君) 12番字野武則議員。

12番(宇野武則君) 後日知らせてください。

次に, 火葬場です。

私は、あの夫婦はよく知っておって、8月1日からおばちゃんはやめたのですが、今、 三次から来ておられるのです、1時間20分かけて。いつこっちへ移住するのか知らない のだが、往復2時間40分よ。それで、固定給が3万円で、4、000円の場合は全部き れいに出て15万円よ。それで、今、793円ですか、最低賃金が。それなのに何かな、 土日の歩増し、1.25ですか、そういうようなものを考えると、私はこの事業そのもの が、同一労働同一賃金の典型的なものだろうというふうに認識しているのです。

特殊な事業です、やっぱり。私は、一番いいのは、呉のようにシルバーにお願いして、 人材が多いので、休みの日を交代したりしていろいろやってもらえるのが一番理想的なの ではなかったかなというふうに思いがあって、私は柏本君に話をしに行った。それで、あ なた方その後何の責任感も持ってない。そういうの、地元がやってくれたら地元が一番いいんだ、何十年という形で地元がやっておったのだから。

それで、私は、これだけの賃金格差というのは、どこが違うのかな、足を持つ方と頭を持つ方が違うかなというふうに悩むのよ、私も。典型的な同一労働同一賃金だというのは、棺おけ担ぐ、霊柩車が入ったら、あそこから先はもう全部委託業者の責任ですから。これは、もう契約上そうなっているのだから徹底して指示してもらわないと、わあわあわあわああってたかって、年寄りの方もいるし、けがしたりしたら必ず責任をとらないといけないから。だから、あの炉の前へ入れる棺おけの移動でも、皆そうですよ。それは、2人と言っているが、実際、2人でいいのかどうか検討して、適正にやっていかないと、この前大崎の資料をもらったら年間1、400万円で、運搬も全部やるようになっていたが、まだ資料を詳細に読んでいないのだが、厚い資料だから。まあ、私は、80年も90年も生きた人を最後に見送る場所を、そういうふうに軽々として片づけていいのかどうか。

それからついでに、ほかに委託業者、委託業務もあるでしょう、清掃とか、ごみとか、 し尿とか。こういうものを一体的に、そこは大体2人部長がいるが、もともとは1人だっ たのだから、本当に市民のためにどういうサービスへ力を入れて、どういうサービスを整 理していくとかというものを、絶えず前へ向いて前へ向いて考えていかないと、竹原市の 市民全般に関わってくる問題はあなたらの手に委ねられているのだから、軽々と物事を考 えてはいけない。それなら、本当にどこかと吸収合併して、穏やかに済ます方がいいかも しれない。

その点について答弁。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) まず、火葬場のサービスの向上といいますか、現時点での課題、こういったものにつきましては、常に情報を収集する中で、今までのサービスは一応御親族の野辺送りの儀式の一環ということで、火葬場まで運んでいただくところまでは近親の方で行っていただく、そこで業務の線を引いておりました。しかし、今、議員おっしゃられるとおり、最近は葬式を行うにも個人の中でされたり、また御近所とかじっこうの方がお年寄りばかりということで、ある意味では台の上に御遺体を乗せる時という時は、こちらから力を差し上げることが必要になってくるとは思います。

そうしたことも踏まえまして、今後、市長答弁の方にもありましたように、住民の皆様

の宗教的感情に適合し、そしてかつ公衆衛生のその他の公共の福祉の観点から、火葬業務 が支障なくとり行われるように努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいた します。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) それでは、4番目の、時間がそろそろ札が上がる時間だから、早目に、小公園についてです、銀行跡地の。

まず、土地鑑定評価については法的根拠があるかどうか、その点についてお伺いします。

議長(道法知江君) 順次答弁願います。

建設部長。

建設部長(有本圭司君) 鑑定評価につきましては、一定の法に基づいて評価をいただいて、購入しているというふうに認識しております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) これは判例があって、鑑定評価は目安になっている。土地評価の目安。だから、さきの議会で言ったように、終末処理場の用地、企業のグラウンドをやるといった時に、20万円の土地は竹原市で承認したのだ。それを私がずっと調べて、そのすぐ近くを2年前に広島県が買っていた、10万円で。それで、10万円で買ったから、竹原市もあの土地を7万円で14区を買うようにしていた。その10万円と代替地を要求されとったところが14万数千円になって、ここが私たちが早くわかっていた国税法と地方自治法の違反行為だった。だから、判例を当てはめれば、それ3、000部ほど文書をつくって配ったのだから。

そこには、土地鑑定評価については、あくまでも目安であると、要するに最終的には売り手、買い手の問題であると。だから、ここは今、このぐらいの価格ですよといって全国へ発表されるのですが、ここの10坪ほどがやったら真っすぐになるから、ここが100万円だが1、000万円でも買いたいという人がおったら、それは取引で違法ではない。何の関係もない。だから、今私が言っているのは、13万8、823円の土地を10万円で買ったとしても違法ではない。売り手と買い手の問題でありますという、判例はそうなっている。

だから、あなたらが偏って答弁しているからこういうことになるのだが。私はあの土

地、不要地だと思っているのだから、銀行の。こっち出た後。20万円で買って住宅建てるのも、あのすぐ隣の、二、三百メートル隣が13万円の言い値で10万円で買っているのよ。もう家は建ったが。そういうことなのよ。だから、慎重に、慎重にやらないと、後、わけもわからない答弁して逃げるようになる。

それで、これは手法として、行政がやる手法ではなかった。それは、土地がいつ決まったのか、金額はいつどうなったのかわからないが、前市長小坂政司氏が何の契約もしないままに発注した、事業を。これこそ、行政の一番不透明な部分よ。それをやったら、もう金額を提示された折にはもう丸のみよ、工事をやっているのだから。建設部長、区画整理でこのような事例があるか。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 区画整理事業につきましては、区画整理法に基づいて事業をやっているということなので、その地権者の人の合意形成を得ながら整備をしつつ、造成をしているという状況がございます。

以上でございます。

(12番宇野武則君「事例は」と呼ぶ)

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 区画整理法に基づきましては、換地計画というのがございまして、おのおの土地の従前地がありまして、その土地に道路をつくったり、公園をつくったりしてお返しするという手法でございますので、普通のこういった、土地を買収して公園をつくるというような手法とは、若干異なるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番字野武則議員。

12番(宇野武則君) 私が言っているのは、区画整理で整地した、第三者が土地を買う、それで契約して代金を払って名義変更する、この手順を言っているのよ。区画整理法なんか、家を建てるのは、そんなことは関係ないのよ。区画整理法で整地したところへ家を建てる場合に、契約書を交わして金額を決めて、そして名義変更して家を建てるのだろう、1年以内かぐらいに。そこの手順を言っているのよ。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 先ほど御質問の件につきまして,一般的に住宅を建てるというような御質問だろうと思いますので,やはり手順を踏んで,きっちり登記も済ませて工事

に着手するというのが本来の姿であるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) そういう点から言ったら、元市長が銀行へおったといっても、こういうようなだあだあの、2、600万円も出すのに、こういうことも我々指摘もよくしなかった。このような手順で、一般、民間でこのような取引をやって公金を出すようなところは絶対ないわ。笑われたのだ、私は。

それで、まさしく倍額なのよ、土地の購入価格が。だから、実際、もうちょっと勉強しないと、あなたらも我々もそうよ。公金を、今、竹原市民見てみなさいや。税金払うのに四苦八苦よ。そして、ちょろちょろちょろちょろ税金もらってばさっとこういうようなものに使っていたらつまらないのだ。

次に、旧市立体育館の跡地、答弁書でほぼ内容はわかったのですが、ただここで言うと、解体の中でトイレその他の解体は別のような答弁をされておりますが、320万円、私は、解体は全部一緒だろうと思いますが、これは後ほど資料として、産廃業者の産廃の内訳を出していただきたいと思っておりますが、この1、000万円の差額についてもう一度御答弁をいただきたいと思います。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) まず、子育で住宅に関する御質問でございますが、こちらにつきましては、平成25年10月の鑑定評価の報告では、2つの建物が係る土地について一応2筆の合計額、2, 100平方メートルで7, 090万円でございます。3筆合計しますと、向かい側に駐車場がございまして、こちらももう一筆あったということで、こちらの土地の面積の合計が2, 468. 6平米になっておりまして、金額は当初の鑑定評価の時には8, 320万円でありましたが、時点修正によりまして8, 095万3, 600円となりました。そういう状況でございます。

それから、トイレの解体につきましては、別途に積算をいたしておりまして、約250 万円ほど解体費がかかったという状況でございます。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番字野武則議員。

12番(宇野武則君) 私は、解体費は非常に不透明な部分があって、どちらにしても 5,000万円超の解体費が、正確には下請業者はこれは同一業者ですから、これが竹小

の処分の内容なのです。今のところだったら、5、200万円ぐらいになるわけです。 5、200万円のうちの下請受注者が1、300万円であります。これはもう、間違いなしに正確な数字でありまして、3、700万円、3、900万円ぐらいのお金がどこに流れたのか、どっか似たようなのが大阪の方であるのですが、私はこの解体、このヒアリングの中で、ここに原因があるのかなというように思っている。ここに、竹原市の業者でスマイルマンション認定のところの上に、一番丁寧にこのヒアリングの回答をいただいているのですが、飛び地の使い勝手が悪く、通常の売却でも手を挙げるかわからない中、定期借地はより難しいと感じるという回答を得ているのです。ここに、やはり土地の正常な価格での取引は無理があるというような中で、これを土地代を軽減するために解体費を異常に高く設定したのではないかと。

鑑定会社が解体費を積算した事例は3件あるということでございますので、これは議会答弁ですから、ただ3件あるという漠然とした答弁で私は納得するつもりはないし、その内容については、これは財産の不法取得のような形になりますから、これは必ず出してもらいます。出してもらわないと、法的手段で出してもらうことになります。

私の方の弁護士から、この業者に事実関係を紹介すればわけはないことなので、しかし 議会答弁しておられるので、議会の部長の責任においてその事実関係を、こことここがこ ういうように、いくらの土地がこういうように、解体費がいくらで3件ありますというこ とを説明してもらえば結構でございます。

それで、3、700万円から900万円の金額がどういう形で、事実関係はもうわかっているのですから、これ25年7月16日に出されたものですわね。建設系廃棄物マニフェスト、処理表写しとして、処分場、トラスト、廃棄物、混合物、プラスチック類、それと建設系廃棄物マニフェストとして、処分場、光陽産業株式会社、廃棄物、コンクリート混、アスファルト混。それから処分場、竹原工業、これは木材です、廃棄物。木くず、生木。こういうような分類です。この分類と、旧市立体育館がどういう内容のものが違うのか、違ったから5、200万円の解体費になったのか、今、即答していただきたいのですが、それはなかなかわからないと思いますから、資料要求するか、議会が全員で認識を共有するために議長において資料請求してもらうか、どちらかを考慮していただければと思います。ということです。

次に、3、700万円から900万円の差額があって、例えば元請が2、000万円、 第1次元請が2、000万円としても、それでも、三千数百万円が、実はこの業者はどこ が受けたのですか,この体育館の。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 1点だけ確認させていただくのですが、旧小学校の体育館の解体につきましては、菅本興業さんが受けられたというふうに認識しております。

旧竹原市立体育館の解体につきましては、先ほど来説明させていただいております、プロポーザルで公募いたしまして、業者の方が大之木建設を中心としたグループ会社で申し込みをされて、解体と解体後の利活用を提案していただいて、現在のような子育て住宅を建設していただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) そういうことをあなたらが言っているから、話が前へ行かないのよ。

今私が言っている, どこの会社が受けたのか言っているのよ。どこの業者だったの。プロポーザル, 募集している, 受注した業者。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) プロポーザルで公募をかけた業者については、大之木建設さんを中心にして、市が契約して売却したということでございます。解体については、民間の方で発注されたので、どこが解体されたかということにつきましては、認識しておりません。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) 民間だろうがどこであろうが、私がいつも言っているように、原資は公金なのよ。財産の中で差し引きして、公有財産をいろいろいらっている。

しかし、あなたらそうやって逃げるのだが、逃げられないのよ。公のところへ出てきてもらってもいいので、業者も。1、300万円と5、200万円の差額はどうなっているのか言っているのよ。今言った例として、子育て支援の中に竹原市の一番大きな業者が、借地では採算とれませんという答弁の中で、5、000万円の土地をそのまま売ったら高くつくから、この5、000万円の中で土地から直接安くしたら問題が出るということで、あの大阪の方みたいに、ちょっとごみが出たと言って8億円安くしたというような、同じ形態よと私は思うのだが、そういう逃げ口上してもつまらない。私はもう一年ぐらい

あるから, ずっとやる。逃げるのなら業者も全部呼んで, 参考人として呼ぶこともできる。呼べる。議会はそれだけチェック機関の権限を与えられているのだから, 法律上。

だから、民間がやろうが何がやろうが、土地の中に、土地は市の土地だから、民間がたまたまプロポーザルで、プロポーザルそのものを県が見直ししろといって監査が指摘している。だから、プロポーザルというのは、今後私は絶対に認めようと思わないから。

どうしてかといったら、プロポーザルというのは、あなた方にそれだけの能力がないとこういうことになるのよ。丸投げの業者任せ、人任せになるのよ。今、あの住宅が何を一番言われているかといったら、設計が悪いと言われている。若い世代の人が、設計が一番悪いという批判なのよ。だから、入り手もいないのよ。しかし、安田病院の前の方へ誰やら建てたのだが、もう満員ですといって札が出ていたと、二、三日前に言っていたが。偉い人が建てたのだろう。

そういうことで、やっぱり原資は財産であり公金だから、あなた方が民間が払うと言っても、入らなかったら誰の金で払うの。あなたらの給料ではないだろう。市民の税金で補 填しているだろうが。それぐらいのことがわからなかったらどうするのか。

これ、どこがどう違うのか、民間であろうと何であろうと、竹原市が市民の税金で補填している間は、竹原市に権限があるのよ、請求する。我々議会は特にそうよ。我々がほいほいほいほい言って、賛成賛成言っていたらどこへ行くのか、今の竹原市は私は言いたいのよ。

最後に、合同ビル移転計画は、前市長の24年7月30日に市議会議員全員協議会で表明された。市長ですから、簡単に思われたのか、そして法務局を買い、法務局を8、000万円で買って、今5年ぶらぶらしているのですが、これから生かされるのかどうかよくわかりませんが。それでその後、吉田市長が就任されまして、あのような結果になったのですが、私達は実際、市長がやめる場合は、ある周辺の事業をやったのなら目途をつけて、それで後は後任の市長に任すのだというようなことが本来は行政の長の、トップの姿勢だろうというふうに思います。しかし、ほとんどの事業を中途半端で、唾だけつけてぱっとやめられた。銀行の公園もそうだし、子育て支援もそうだし、一番初めに出てきたものは、業者に検討したのは25年ですから。それで、本来ならこういう事業は二、三カ月前に、やめる前にやるべきではないと思うのですが。悪く考えれば、どっちも深い深い企業ですから、前市長と。それは、私はやるべきではなかったのだろうというふうに思います。

それで、市長はその後、前市長から正式に庁舎移転を全てお願いする、後継者は吉田市 長だというような御指示があったのですか、市長。何か、市長が後継者になっているの か、なっていないのか。

議長(道法知江君) 市長。

市長(吉田 基君) 当然,議会におりましたし,公共施設ゾーンについては十年来,竹原市における重大な,重要な政策の,そういう受けとめをしておりました。老朽化した公共施設を一日も早く何とかしなければならないという思いは,宇野議員御指摘のとおりであり,私もその中の一人でございます。先輩議員,同僚議員,しかし小坂前市長は私をあえて指名したとは,私は受けとめておりません。はい。

議長(道法知江君) 12番字野武則議員。

12番(宇野武則君) だから、本来ならこれだけの大きな事業ですから、私と前市長の 気持ちは大分違うのかわからないが、私ならそのようにして、後の市長が市民から選択されて出た市長の意志に任せたいというような形で、本来なら広島県と協議して白紙にして、どっちにしても、次の市長も、継続してやるにしても、自由裁量でやるべきでなかったかなというふうに思います。その点は、前市長の独特な考え方であるのでしょう。

その後,8月1日,本当に吉田市長の粘り強い交渉,それから私は会議所の会頭の英断といいますか,会員さんをまとめて妥協したということは,本当に評価するのです。これからも,特に歴代の総務部長が庁舎管理とか法律解釈とかというものは,会社でもどこでも総務部長が中心ですから,だから駅前の官舎がありますが,私の,ちょっとした総務部と,当時の本部の総務部長が2回来て決定してくれたんです。総務部長というのはそれぐらいの権限があるんですよ。だから,総務部長というのは,法律的にもその他総額予算の大枠についても問題があれば指摘し,直させることが筆頭部長の責任であろうというふうに思いますが,部長の御所見を伺います。

議長(道法知江君) 総務部長。

総務部長(平田康宏君) お答え申し上げます。

議員から様々な御提言がありました。私も4月から総務部長を拝命いたしまして、約半年が過ぎようとしております。御指摘ございましたように、各種予算、また各種事業につきまして、特に竹原合同ビルへの移転につきましては、本市のまちづくりにおきましても大変重要なプロジェクトであると認識いたしております。今後におきましても、計画的かつ効率的に事業の推進を図ってまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 12番宇野武則議員。

12番(宇野武則君) 最後ですが、行財政改革は待ったなし、これから市長の決断によって、ポイントポイントで担当部長は積極的に動いて、先般8月13日ですか、江田島遊休地、雇用の場にすることとか、三原市が土地を売っています。だるまの絵で新聞広告されておりました。大変積極的に、こうして、やっぱり行財政改革と新しい教育とか子育てとか、あるいは都市基盤整備とかというものにどういうふうに振り分けていくか、そのまま上塗り上塗りで予算を積み上げていくわけにはいかないのです。これから絶対にいけないのです。人口が減っているということは重大な問題として受けとめないといけないのですよ。自動的に減るのだから、税収は、いろいろな税収が減ってくるから。こういうものを踏まえて、とにかく自分のこととして各担当部長が積極的に取り組んでもらうと。

それから、さっきもちょっと言ったように、これ応募、45%、1社、これはこの前も 質問したように、競争力が不十分、監査委員が指摘しているのです、広島県。これは、プ ロポーザルだというて、プロポーザルでやった結果がどこがどのようになった。全部マイ ナス。通信基盤整備から子育て支援から。それは、一見して民間企業のアイディアをやる という、超一流企業なら責任持ってやるのよ。ここはやっているのよ、この市役所は。基 礎でも、もうよそより倍やりましたと言って、塩田の後だから。それで、責任持ってやっ てくれるのよ。問題があればちゃんと直してくれる。子育て住宅のエレベーターなんかど うしてつけたのかなあというような人も多い。だから,プロポーザルというのはもう不透 明だし、丸投げしたら何の材料を使っているのか、どのようなことをしているのか、騒音 が激しいと言っていたが。もうちょっと、税金ですから、慎重に慎重に考えて、それから 今言うように、委託事業については、市の市営住宅管理条例が基本ですよ、基本。これ は、公営法で法律に基づいてつくった条例ですから、公営住宅法で。だから、ここを、あ の折にはこうよ、この折にはこうよと言っていたら、そんな行政の運営というのはないで すよ。法律というのは、一つに集約して運営するところに意味がある。それがちゃんとな っているならいいが、あなた方がいくら、ふれあい館の自動ドアが4枚一遍に故障したの だと言っても、そんなことがどこの世界で通用するのか。あの頑丈なドアが。ついでに直 しているのよ、ついでに。わかり切っているのよ。あなた方、そんなに逃げていたら、必 ず修理した業者からどこがどういうふうに故障しとったのか、写真を持ってきなさい。写 真の提出があったのですか。

これは指摘してやめますが、いつまでたっても、あなた方は竹原市の各課のトップだから、あなた方が皆指導する立場にあるのだから、そんなことを言っていると部下が皆まねするのよ。4枚のドアが一遍に故障したというような、この本会議場で答弁する人間というのはどこにもいません。少しは性根を入れて、40万円の公金だといったらそんなに小さいことはないのよ。今も言ったように、JRは300円使ったから首になったものもいるのよ。

これで私の質問を終わります。

議長(道法知江君) 以上をもって12番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。 議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

> 午前11時25分 休憩 午後 0時57分 再開

議長(道法知江君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番今田佳男議員の登壇を許します。

今田議員。

1番(今田佳男君) 議長の御許可をいただきましたので、発言通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3点、1に文化財の活用について、2に産地競争力強化事業について、3に竹原市空家 等対策計画について質問させていただきます。

1, 文化財の活用について質問します。

文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項について調査を行う 目的で設置された文化審議会文化財分科会企画調査会は、先日、中間まとめ(案)を公表 しました。その中で、今後は文化財を核とした取組を進め、それにより生まれる社会的、 経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創造へと還元すると いう視点が重要としています。

私は、3月の予算特別委員会で文化財の活用について質問しました。その際、今後も貴重な文化財を保護し、後世に伝えていくに当たり、保存と活用はその両輪との答弁がありました。現在調査が進められている吉井家住宅を含め、町並み保存地区等の貴重な文化財は今まで以上に活用できると考えます。また、その際には地域住民、民間団体、観光関係団体等と連携が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

2番目に,産地競争力強化事業について質問します。

7月末「レタス生産工場着工へ」という新聞報道がありました。通年でレタスを生産する民間の植物工場の建設が9月を目途に県営竹原工業・流通団地で始まり、稼働は来年4月を目指す。総事業費約14億円のうち半額を市が補助し、産業振興と雇用拡大を期待している。資金調達をめぐって一時計画が危ぶまれたが、実現に向けて動き出したとの内容でした。同時に、他県では赤字に苦しむ植物工場もあるという市内の方のコメントも取り上げられています。今後の事業計画をお聞かせください。

この事業でパート従業員を含めて30人から40人の雇用が見込まれているようですが、市内中心部から県営竹原工業・流通団地までの通勤距離を考えると、そのまま竹原市の雇用の増加に結びつくのでしょうか。お考えをお聞かせください。

今後の企業誘致では、空き家等を活用した企業のサテライトオフィス、研究所等の誘致 も検討されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

3, 竹原市空家等対策計画について鷺問します。

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「措置法」)では,第6条で市町村はその 区域内で空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため,基本指針に即して,空 き家等に関する対策についての計画を定めることができるとしており,竹原市空家等対策 計画(以下「計画」)も措置法の施行を契機に策定されたものと考えます。

措置法の目的は、問題のある空き家への対策をとる、活用できる空き家の有効利用を行うの2点とも言われています。措置法第6条第2項には空家等対策計画において定める事項が列挙されていますが、計画策定の際、竹原市の課題解決のために配慮されたことがあればお聞かせください。

第5章空き家等対策に関する基本的な施策では、市民啓発として、高齢者世帯や相続人を対象に講演会や相談会等を開催し、次世代へ円滑に引き継ぐことの重要性を市民に周知啓発し、新たに空き家が発生することを抑制及び予防しますとあります。計画を周知し、市民の空き家等への対策の理解を深めるために、出前講座などを検討されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

広報たけはら8月7日号では、空き家等対策は相談内容が多岐にわたるため、相談内容に応じて受け付けを行い、関係課で連携し、空き家問題に取り組みますとして、相談内容が7項目に分類され、それぞれの相談窓口が掲載されています。近隣の呉市では、呉市空き家等の適切な管理に関する条例を制定し、庁内推進体制の整備、第9条第1項、市長は

空き家等の適切な管理に関し、庁内での空き家等の問題に対する共通認識を図ることを目的として庁内推進組織を設置しなければならない。第2項、市長は空き家等の適切な管理に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の一本化または各種相談窓口間の連携を強化する等、相談体制の充実を図るものとすると定めています。相談内容が多岐にわたるのであれば、相談窓口を一本化することが市民サービスの向上につながると思いますが、お考えをお聞かせください。

広報たけはらでは、相談内容が維持管理代行サービス等に関することについては、竹原市と竹原商工会議所の合同出資により設立された株式会社いいね!竹原が相談窓口とされています。今年の初めにまちづくり会社いいね!竹原の、たけはら空き家見守り隊の広告が配布されました。現在の受託の状況がわかればお聞かせください。

前述した呉市以外にも、準特定空き家など措置法だけでは十分対応し切れない項目も取り上げて、それぞれの自治体の現状に対処する空き家等対策の条例を制定されている自治体もあります。竹原市もより積極的に空き家対策に取り組むため、条例の制定を検討されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上で壇上の質問を終わります。

議長(道法知江君) 順次答弁願います。

市長。

市長(吉田 基君) 今田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

まず、2点目の御質問についてでありますが、本市におきましては農業従事者の高齢化 や減少に伴い、生産力の低下や所得の減少が課題となる中で、今回の植物工場の進出により、産地強化による産業振興にとどまらず、水稲農家等の閑散期における農業所得の向上、新たな雇用機会の創出、さらには物資などの外部調達による市内の既存企業への波及効果等も期待されているところであります。

この植物工場の事業計画につきましては、生産から販売までを関連企業等で行うこととなっており、工場の建設については本年10月に着手し、平成30年4月の操業開始に向け、現在準備を進めているところでございます。また、雇用の確保につきましては、事業者側からは地元雇用を原則として採用する計画であるとお聞きしており、従業員の大部分は地元からの雇用が期待できるものと考えております。

今後の企業誘致につきましては、平成28年度から広島県では、これまでの企業側が労

働力と土地を求めて工場等の進出を図るスタイルから、ヒト・機能の誘致についても必要であるとの考えのもと、オフィス機能や研究、研修などの機能の誘致を推進いたしております。

本市におきましては、分譲率が80%を超えた竹原工業・流通団地の完売に向けた取組を推進するとともに、市内への立地の可能性を検討するための調査を行っておりますので、こうした取組と合わせて、今後も効果的な企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてでありますが、本市におきましては、平成29年7月に、空き家等に関する施策を総合的に、かつ計画的に推進するため、空き家対策の基本的な考え方や計画の目標、施策の方向性を示した竹原市空家等対策計画を策定したところでございます。

こうした中で、課題解決のための配慮につきましては、各種統計調査の詳細な分析や住宅・店舗・工場の実態調査及び所有者を対象としたアンケート調査により、現状と課題の把握を行うとともに、本市の歴史・文化的な資源である伝統的建造物群保存地区内の空き家に対する保全と活用を図ることについても計画の目標の一つに加えております。

出前講座などの実施につきましては、職員が地域の皆様に空き家対策等について直接説明することは、適切な管理ができていない空き家を増加させないためにも大変意義のあることであり、出前講座などの様々な取組により本計画の周知、理解を深めてまいりたいと考えております。

空き家対策の相談窓口の一本化につきましては、地域における空き家に関する問題には 建物の老朽化に伴う安全面、衛生面、景観面など様々な要素があり、多様な相談に対して 相談者の負担軽減や市民サービス向上の観点から、関係部署が緊密に連携をとり、対応で きる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

空き家の維持管理を代行する業者等との連携につきましては、まちなかの魅力と資産価値を高め、商店街の再生、中心市街地の活性化の牽引役や旗振り役として、竹原商工会議所と市が合同出資し、利益を地域に還元して地域に再投資する地域利益会社として、平成28年9月に設立されたまちづくり会社、いいね!竹原において、現在、空き家見守り事業のほか、観光音声ガイドサービスなどの魅力づくり事業や事務委託事業などの収益事業を行っております。

これらの事業の一環として、空き家の劣化防止と資産価値の減損を防止するとともに、

地域の景観や安全を確保するため、定期的に建物やポスト、庭木などの状況の確認や清掃等を行う事業を開始しており、本年1月からこれまで5件の受託実績があると伺っております。

空き家対策のための条例の制定につきましては、空家対策特別措置法の制定により、空き家への調査や立ち入り、固定資産税情報の利用、特定空き家等に対する助言または指導、勧告、命令、行政代執行などの措置ができることとされており、この法律に基づき具体的な施策を推進することで様々な対応が可能であるものと考えております。

議長(道法知江君) 教育長。

教育長(竹下昌憲君) 今田議員の質問にお答えいたします。

1点目の御質問についてでありますが、町並み保存地区をはじめとした文化財の啓発、保存、活用に関し、第5次竹原市総合計画において竹原の歴史文化や町並みが守られ、生かされていることを目標として掲げ、保存、活用、魅力づくりにつながる取組を推進しているところであります。

この町並み保存地区では、江戸時代に製塩業を基盤として、酒造業、廻船業などで繁栄した竹原の歴史を物語るものであり、全体として意匠的に優秀なものとして、昭和57年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたものであります。このように、町並み保存地区は先人から受け継いだ貴重な文化財であり、市民共有の財産として次世代に継承していかなければならないものと考えております。そのためには、保存と活用の両面から取組を進め、町並み保存地区を適切に保存するとともに、地域の歴史・文化を発信する拠点として、有効に活用していくことが重要であります。こうしたことからも、現在、本市におきましては、伝統的建造物群保存地区制度や平成24年に策定した竹原市歴史的風致維持向上計画に基づき、様々な事業に取り組んでいるところであります。

吉井家住宅につきましては、平成26年度から平成28年度までの3カ年をかけて、建造物、歴史的史料、特色等の詳細な調査を実施したところであり、この調査結果を踏まえ、今後の吉井家住宅の保存、活用に向けた方策を検討しているところであります。

国におきましても、これからの文化財の保存と活用のあり方についての諮問に対する中間まとめ(案)が取りまとめられたところであり、文化財の計画的な保存、活用と担い手の拡充が重要であるとの認識が示されております。

文化財の保存と活用につきましては,所有者だけでは十分な管理や公開活用が難しい場合もあることから,教育委員会といたしましても,従来の保存事業はもとより,活用に関

する新たな観光分野の取組にも対応できるよう、今後とも地域住民や関係団体等との連携 を一層強化する中で、市長部局と一体となって検討を進めてまいりたいと考えておりま す。

以上で答弁を終わります。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) いろんなところへ研修に行かせていただいて、その研修で聞いたところをいろいろ質問させていただくということで、ずっとやらせてきていただきました。今回で10回目になるのですけれども、なかなかうまくいかない、少しずつでも上手になりたいなあと思いながら一般質問を続けております。ある研修で講師が、議員の先生方は一生懸命一般質問ということでやられるけれども、一般質問に答弁をされる方、対応される方は、当然その内容は知っている。けれども、一般の職員さんは、結構一般質問等の内容は知りませんよというきついことを聞いたことがあります。そういうことにならないように、頑張って質問して、やっていきたいと思っております。

1番の文化財の活用についてでありますが、質問でも述べましたように、3月に予算特別委員会で質問させていただきました。保存と活用はその両輪という御答弁をいただきまして、私も進んだ御答弁をいただいたと非常に喜んだのです。答申、今の委員会、分科会の中間まとめ案が出ましたので、もう一度再確認で、お考えが後退していると困るなということで質問させていただきました。もう少し突っ込んだような御答弁であったというふうに認識をしております。

文化財の、先ほど申し上げました文化財分科会企画調査委員会のメンバー、これはいろんな方がおられるのですけれども、その中には一般社団法人とか、雑誌の編集長とか、民間の方がかなり入って、民間と連携して活用をどんどん進めていくような方針がここに出ているのではないかということを強く感じております。

吉井家住宅の保存とか活用ということ、これはさっき御答弁ありましたように調査が進んでおられて、昨年だったですか、調査の報告会がたしかありまして、私も行かせていただいて、その時に入り口、ほんの入った入り口のところが公開になっていまして、そこを入って見させていただいたのですが、大きなはりで立派な建物、ただ調査の過程で公開というのは、事故等の可能性もあるので難しいということはあるとは思うのですが、早目に公開していただくような方向でお願いしたいと思っているのですが、そういったことは可能でしょうか。

議長(道法知江君) 教育次長。

教育委員会教育次長(中川隆二君) 文化財の活用の中で、吉井家住宅の一般公開の御質 問かと思われます。

このたびの吉井家住宅の調査におきましては、全国的にも十数棟しか確認ができていない17世紀の建造物が含まれると、こういった町家ということで、歴史的、文化財的価値の高いものということで報告がまとめられております。今回のこの調査報告の各建造物の歴史的、また文化財的な価値の高いということでございますので、こういう文化財的価値に基づいて、まずはその価値に応じた文化財指定等の、我々の行政的な措置といいますか、事務を決めていく必要があるというふうに考えております。

その後において、市において保存と活用の方向性を定めまして、保存活用計画策定委員会といったものを組織をしまして、そのもとで、行政はもちろんでございますけども、住民も参画する中で、網羅的といいますか、実効性がある保存活用計画をまとめていきたいというふうに考えております。

その中で、一般公開ということでございますけども、今回この建造物、空き家の期間がかなり長かったということで、家屋の傷みもかなり激しい、そういう状況にございますので、公開する前には修繕する規模もかなり大がかりとなって、一定期間を要するものではないかというふうに、まず今見込んでおります。まずは、緊急的な修繕計画をまとめまして、保存計画、また活用計画策定に向けた諸準備を行ってまいりたいと、そのように考えております。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 先日,私も町並みの方をよく歩くのですけれども,若い3人ぐらいの男女が歩いておりまして,何で来られたのですかと話を聞くと,前日にどうも広島で建築の学会があったということで,名刺をいただくと,高専の先生とか大学の先生とか,若い割にはしっかりした名刺をいただいたのですが,その学会の中で,建築学会で来られて建築の専門家であれば,せっかく広島まで来たのなら竹原も見て帰りなさいよと言われたので来ましたと。1人は神戸,1人は東京,1人は高知というふうな3人で,知り合いの普通公開しない一般の住宅がありますので,そこへ案内すると非常に喜んで,来てよかったというようなことがありました。竹原の,ずっと前にも大学の後輩で建築を勉強している者が,竹原に来て古い建築の勉強をしたと聞いたことがあります。そういったことも考えていただいて,できるだけ早目にとか,部分公開とかということもあると思うのですけ

ど、その関係も考えた対策というか、方策というのも考えていただければと思います。

次に、文化財の計画的な保存活用と担い手の拡充が重要であるというお言葉があるのですけれども、担い手という言葉の中に、これは私の思い違いかもわかりませんが、無形文化財を対象とした担い手というお考えはこの文章の中にあるのかどうか、お願いします。 議長(道法知江君) 教育次長。

教育委員会教育次長(中川隆二君) 国の分科会においてまとめられました中間まとめ (案), この中で示されている担い手の拡充ということでの御質問かと思います。

国の中間まとめ(案)で示されております担い手の拡充,こちらの定義ということでございますけども,文化財の所有者とともに,文化財の保存活用を担う主体を新たに位置づけ,所有者の意向に基づいて自ら管理,修理,公開活用等を担うことを想定しているものということで,国の方は示されているということで,教育委員会といたしましても,この中には無形文化財も含まれているものというふうに認識をしております。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 今回は、特に町並みの関係の文化財ということで多少絞って話をさせていただいておりますので、今の御答弁で、また今後無形文化財等のことに関して、新たなことがあればまた御相談させていただければと思います。

あと、活用に関する新たな観光分野の取組にも対応できるよう云々、最終的には市長部局と一体となって検討という御答弁があります。アニメツーリズムというのがありまして、昨年の夏に協会が制定されて、訪れてみたい日本のアニメ聖地88カ所を選定するということで、半年ぐらいかけて選定を進めてこられました。その中へ、広島県では三次市、尾道市、竹原市、呉市、4市が入って、竹原市が入っております。これは「たまゆら」の関係だと思います。こういったことで、観光客、また増えることがあるかとは思います。観光関係の部局と一体になっていろいろ検討されるということで、頑張っていただきたい。

一括委託管理という考え方がありまして、一番よく例に出されるのが大阪城でして、大阪城はあのまま市が保存というか、保護すると莫大な費用がかかると。一括で委託管理を出したと。そうすると、その管理を受けた方がいろんな行事をやって、イベント等をやって収益を発生、もうけて、利益が出たものを大阪市の方へ戻すと、バックすると、おそらく私が聞いた時、1、000万円ぐらいというような話を聞いた覚えがあるのですけれども、そういうふうな活動をされているところもある。また、掛川市の掛川城も、これはも

うちょっと広域的になるみたいですけれども、これも大阪市と同じような対応をして、市 の保存に対する負担を軽減する対策を一生懸命考えているということがありました。

観光分野との連携ということなのですけども、例えば一番広くてきれいというか、いろんな物が使いやすいと思うのは、私は森川邸がすぐ浮かぶのですけれども、森川邸等で例えばコンサート、お茶会、結婚式等、こういったものができるような管理委託とかというふうな、こういったことはお考えはないでしょうか。

議長(道法知江君) 教育次長。

教育委員会教育次長(中川隆二君) 観光分野での文化財の活用ということで、ある意味、文化財の商業的な活用という御質問かと思われますけども、先ほど市長の方からも御答弁申し上げましたように、新たな観光分野の動きとしましては、保存地区に、特に保存地区、またその周辺に限って申しますと、まちづくり会社いいね! 竹原、それから既存NPOなどの活動もございますので、いわゆるこうした古民家を活用する動きに関しましては、教育委員会といたしましても、地域のにぎわい創出、また地域経済の活性化にもつながる、期待できるということから、文化財が適切に保存、また活用されるように、今後ともこうした動向、また市長部局と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) また、最後の質問で、地域の住民の方や関係団体等の連携を一層強化ということが御答弁にあります。地域の方、特に町並みの方は、イベント等の時に非常に御迷惑というか、御不便をおかけするということがあると思うのです。いろんなことで、今言われたように事業を進められるということであれば、地域の方の御理解がないとなかなか順調に進展しないのでないかというふうな思いがあるのです。その際に、自治会、町並み保存会――特にあの地域でいえば――等に対する丁寧な説明というか、事業の丁寧な説明、いろんな対応の丁寧な対応ということをお願いしたいのですが、その点についてはどうでしょうか。

議長(道法知江君) 教育次長。

教育委員会教育次長(中川隆二君) 文化財の保存と活用に当たりまして,特に伝建地区住民への丁寧な対応ということでございますけども,町並み保存地区,この重伝建地区に選定されて今年で35年となりますけども,地域住民の皆さんがこれまで外観規制とかそういったことを守っていただいて,日常生活においても保存を心がけてこられてきたから

こそ、現在の保存地区が継承されてきたものというふうに認識をしてございます。

今後も、町並み保存地区、その周辺における関係者である自治会、それから保存会に対しましては、これまでも連携を図ってきたところでございますけども、今後も国等の動向に注視しながら、引き続き緊密に連携をしてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 地域の住民の方の御理解がないといろんなことがいかないと思いま すので、その点は十分御注意いただいて、よろしくお願いします。

次に、産地競争力強化事業について質問をさせていただきます。

これは当初予算で計上されまして7億2,419万5,000円,産地競争力強化事業,産地収益力の強化に向けた総合的推進を図る取組を推進するとともに,雇用機会の創出を図りますという目的で,内容は閉鎖型植物工場の設置の推進ということで当初予算になっているのだと思います。先ほど申し上げましたように,新聞で7月に発表があったと。発表というか報道があったと。その中で,強い農業づくりの交付金というのを補助金として対象とすると。強い農業づくりの交付金というのをネットで調べてみると,農業者等の組織する団体等,これを県が把握して,県が集約して国へ要望して,逆に今度は国から一括配分で県へお金がおりてきて,県から事業を選択して農業者を組織する団体,事業者,ここへ交付金がおりるという流れになっているのだと思うのです。

そういうふうになっているのだと思うのですが、交付率は事業の2分の1と、事業主体へ事業費の2分の1以内というふうな内容だと思います。7億円の補助金が出るということでいけば、そうするとあと7億円、半分補助金が出ると、あと半分の7億は何かの形で事業主体が調達をしないといけないというふうなことだと思うのです。7月31日の報道によりますと、途中ピンチもあったというふうな報道もあります。いろいろあったのだと思うのですけれども、事業が前に行くということをされたことに、御労苦に対しては非常に敬意を表すると、よく頑張られたなという思いはあります。

ただ,市内の同じ報道の中で,一番最後に市内の60代の農家男性はというコメントで,他県では赤字に苦しむ植物工場もある,公金を投じる以上,採算を確保してほしいという注文をつけておられたのを,これ報道の中に同時に出ています。

植物工場のメリット、デメリットというもの、これもネットで見るとすぐ出るのですけれども、メリットとしては――利点です――安定供給、高い安全性、高速生産、土地の高

度利用, 労務上のメリット, 栽培技術を標準化することができて, 農業知識が乏しいパート, アルバイトでも作業ができるというふうな, これ大体利点が5つ上げてあります。当然, 逆の欠点はデメリットです。ここは, 高額の初期投資が必要であると。これがおそらくさっきのピンチというところに関連するのかなという思いがあります。あと, もう一つあるのは, 栽培品目が少ないということで, このたびレタスですか, ですから, それから少しずつ広げていかれるのだと思うのですけど, そういったことがある中で, 頑張って前へ事業を進めていこうということでやられたのだと思います。

8月5日ですか、今度、協定が結ばれて翌日新聞発表、報道があって、中国新聞、日経新聞、読売新聞が取り上げていまして、この3社の報道をずっと読み合わせていくと、大体事業の中身が見えてくるような感じになっています。工場と設備というのは大体15億円、かなりの金額だと思うのです。そうすると、平均的に7億円の借り入れをされる。設備投資に7億円、そうすると建物と中の設備でしょうから、物によって違いますけれども、償却の期間が違うと思うのですけども、建物と設備ですから、平均的に10年ぐらいの償却ではないかなと私は今までの経験から思うのですが、そうすると7億円の借り入れを10年で償却するということになると、毎年7、000万円償却をしていくというふうな数字になるのではないかと。もう少し長いかもわかりませんけど、そうするとかなり経営的には頑張っていただかないと難しいというか、努力が必要なことだと思うのですが、こういったことの事業の計画、収支予想、こういったものは把握をされているのかどうか。

議長(道法知江君) 企画振興部長。

企画振興部長(桶本哲也君) 竹原工業・流通団地に市内の野菜工房たけはらさんの方が 建設をする植物工場についての御質問でございます。

まず、事業費でございますが、先ほど議員さんの方から御紹介がございましたように、 工場の建設費と申しますか、その事業費については約15億円でございまして、その財源 の内訳でございますけども、先ほど議員さんの方から御紹介がありました国の、農水省の 強い農業づくり交付金、この交付金が約7億円ということでございまして、あと竹原工 業・流通団地、これ県営の工業団地の立地ということでございますので、この立地に係る 県と市の奨励金が約3億円、それから残りの約5億円を金融機関からの融資で賄うという ふうにお聞きをしているところでございます。

平成30年度から稼働する予定で、現在準備を進めておられます。初年度は約40%の

稼働率ということで、フル稼働は1年後の平成31年度からの予定ということでございます。

それで、事業計画、そういう収支の計画という御質問でございますけども、こうした運営に関しましては、事業者から事業計画、また資金計画について提出をいただいて、国、県、市はもとより、融資を行う金融機関の方についても厳正に審査を行っておられまして、その上で承認をしているというものでございます。したがいまして、こういった融資の借入金につきましては、問題なく返済できるという計画になっているというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 私が7億円と思ったのは,実は5億円ですよというお話だと思うのですけれども,収支については県も当然審査が入るし,金融機関,当然お金貸す方がかなりのチェックをしないと出さない。おそらく5億円ということになると1行では,1つの金融機関ではなく協調融資,何行かが分けて出しているのではないかなというふうに思います。だから,かなりの審査が入っているから,基本的には大丈夫ではないですかというふうなお話だとは思うのですけれども,さっきの農家の方のコメントではないのですが,私らも町の中を歩くと質問を受けまして,計画があると,計画どおりにいけば問題はないわけですけれども,万一計画どおりにいかない,もしくは計画が後ろにずれるとかといった場合に,市は支援をするということはお考えがあるのかどうか。

議長(道法知江君) 企画振興部長。

企画振興部長(桶本哲也君) お答えをいたします。

今,議員さんの方からお話がございましたように,融資につきましては政策金融公庫ですとか,市内の広島銀行さん,市中銀行においての協調融資ということでされておられます。それで,他の植物工場の事例では,赤字になっているというようなところもあるというようなことでございますけども,このたびの野菜工房たけはらが建設をします植物工場につきましては,販路につきましては,生産するのはリーフレタスということでございますが,そのレタスの50%を関連企業が契約取引を行うということで,覚書も交わしております。また,そういった契約取引以外についても,大半については関連企業の間で取引を行うというようなことで伺っておりますので,今の時点では,おおむね計画どおりにされれば問題なく経営していかれるというふうに認識をしております。

それで、そういった計画ではございますが、経営が思わしくない場合、市としての支援 ということでございますけども、そういった経営につきまして、事業主体はあくまでも民 間の事業者ということでございますので、こういった経営の関して市の方で補填すると か、支援するとか、そういった関与はできないものというふうに考えております。

ただ、これは国の交付金を活用して、また県、市も団地への奨励金というようなことを活用して実施する事業であるということでございますので、稼働後におきましても補助金等の交付の主体ということで、市としては事業の実績報告等の提出を求めるとか、また県とも連携しながら、その運営についての状況は確認してまいりたいと、また必要に応じて指導等も行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 民間のことだからというお答えだと思うのですけれども、最後の方が若干気になるところがありましたけれども、市の方で業況の確認は進めていくということだと思うのですが、議会の方へも、今申し上げたように、万一業績が悪くなった場合、当然計画どおりにいってもらわないと困るのですけれども、そういった100%全てがうまくいくわけではありませんから、万一そういった場合にはどうされるのですかというふうな問いかけですので、さっきのお答えになると思います。議会の方へもできるだけの報告をしていただきたいと、議会で議決をして交付金等が出ていますから、議会が何も知らないという状態が非常に私は困るので、そこはお願いをしたいというふうに思います。

それから、次の雇用の創出についてですけれども、地元雇用を原則として採用する計画という御答弁になっています。今回の植物工場だけに限らず、こういった交付金を通す、その他市の委託の事業等については、基本的には地元の雇用、これが大切なことになるので、いろんなことは、そういった業者の方とは地元の雇用が条件ですよというふうなお話をしていただいているのだと思うのですが、その点はどうでしょうか。

議長(道法知江君) 企画振興部長。

企画振興部長(桶本哲也君) 雇用に関する御質問でございます。

このたびの植物工場につきましては、先日、9月4日に立地協定の調印式を締結したところでございます。この中で覚書も締結しておりますが、その中で県と市は従業員の確保に協力して、事業者の方は従業員の採用について、地元住民を優先的に採用するよう配慮するというふうに交わしているところでございます。

この野菜工房たけはらの方も、地元雇用を最優先に行っていくというふうに言われておりますし、市としましても、こうした、今回交わした覚書にのっとりまして、雇用の確保には協力してまいりたいと、また可能な限り事業者に対しても、地元住民を積極的に雇用していただくように、強く要請してまいりたいというふうに考えております。この植物工場について、地元雇用を条件ということではなくて、事業者に対しては積極的に雇用していただくよう、要請をしっかりしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) ほとんどの方が行かれたと思うのですけど、流通団地、ここから行くと、車で行くと結構時間がかかると、2号線まで出て、日名内を超えて左へ曲がってずっと飛行場の方へ行くと、結構時間がかかるところなのです。入っていくと、ずっと奥の方はパネルがずっと並んでいてというふうな、入ってすぐに右と左が空いていて、どっちへ工場来られるのかなと私は思っていたのですが、左の方だったというふうなことなのですけれども、結構距離があって、地元の方が、北部の方が行かれるということはあると思うのですけど、市内の近辺の中心部におられる方が行かれるのかなというふうな思いは若干あるのです。

だから、そういったところがあるので質問はさせていただいているのですが、もう一点確認で、植物工場のこの事業に限らず、ほかの市が関係した委託等の事業でも、地元の雇用が条件ということはないけれども、条件を強く要望するということは常時行われているということでよろしいのでしょうか。

議長(道法知江君) 副市長。

副市長(細羽則生君) 竹原市がいろんな物を調達する上においては、基本的には地元企業を優先して活用してくださいというふうなものは付けさせていただいているのが実態でございます。

ただ、内容によりましては、高度、特殊なものもございますので、そういう場合は付かないというケースもございますが、極力地域の企業の方に育成、あるいはその活性化につながるように取り組んでいただきたいというふうな条件は付けさせていただいております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 市長。

市長(吉田 基君) 追伸というか、先般、雇用についての状況をつぶさに企画の方で調査をしていただきました。一定の、経済の様子もよくなったというか、いろいろな意味で雇用の、竹原を囲むところの三原、東広島、呉、うちも出ているし、たくさんの方が働きに行っておられます。

私どもは、基本的には、地元雇用を最優先ということは、お願いはさせていただいております。それでは、数はどのぐらいなのだという、一体市民の皆さんが雇用をどのように考えているかということになると、アンケートでは大変大きな高い数字が出ておりますし、数の点でも、私が目指す1、000人の雇用ということをずっと、少し気にもしながら、何とか少しでも努力してきた中で、今度40人前後、30人かも20人かもわかりませんが、このことについては至るところで、もしできたら、高齢者でも働くことができるようですし、かなり主婦のパートの方なんかも働きに行きたいというふうに考えておられることはよく耳にするところでございます。また、数についても、統計上三百少し、この4年間で雇用の創出が行われたという、目指すところとは随分差はありますが、しかしこれからがこの竹原市における一番正念場だろうというふうにも思っておりますので、トータルでひとつ御理解いただいて、確かに野菜工房もリスクがゼロということは、どの企業も何かをやる時には必ず並行してそのリスクを背負うというふうに思うわけでありますが、その点、きちっとした事業計画の中でやっていることを信じて、市としてもできる限りの支援はしていきたいというふうに考えております。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 市長に御答弁いただきましてありがとうございます。

私の質問の意味は、市のいろんな事業で交付金とか委託料とか出る場合がある事業がある時は、その事業者に対して市内の雇用をよろしくお願いしますよということを常に言っていただいているのですねという意味だったので、そこは部長の御答弁をいただきましたので、それで納得いたしました。

最後に、今後の企業等の誘致についてなのですけれども、サテライトオフィス等が、私 も書いたのですが、議員の方でもいろいろさっきの研修ではないですけども、タブレット の研修に行ったりとかいろんなことをやっています。私が知っている大津市では、ネット を使ってテレビ会議で視察をしている、経費がもう全然かからないというふうなこともや っているところもある、そういうふうにできるのではないかというふうなことがあって、 サテライトオフィスとか研究所等々を今後誘致をされたらどうですかという、御検討され たらどうですかという問いかけであります。それに対しては、御答弁がありました。そういうふうな方向で動いていただく、次の工業団地もお考えになるような内容の御答弁だとは思うのですけれども、それはそれとして、そちらの方もそういった工業的なというふうなことだけに限らず、そういったソフト的な面で誘致ができるものがあれば検討していただきたいという思いで、これについては御答弁いただいていると思いますのでやめます。

次に、空き家対策についてなのですけれども、これも8月に滋賀の研修センターで条例 立案の議員研修というのがありまして、これへ行かせていただきました。当然、政務活動 費を使わせていただいたのですけれども、そこで条例を議員が集まってつくる勉強をする という、1日かけて条例をつくるというふうな研修で、その中に何種類かあったのですけ れども、私は空き家適正に関する条例をつくるグループに入らせていただきました。いろ んな所から来られていて、私がここの計画、結構ごついのですよね。ネットでとるとこれ だけのごつさになると。これを持っていったのですよ、その研修に。そうすると周りの議 員さんから、竹原市はもうそういうものをつくっているのかと、進んでいるねという評価 をいただきました。うれしかったのですが、そうすると、こういう計画がおたくにあるの だったら、うちの班は6人だったのですけども、じゃあ竹原市をモデルにして条例をつく ろうというふうな話になって私は苦労したのですが、計画ができたと、計画だけではなく て実行が必要ということで、どうやったらこれが実行に移せるかというふうな話も随分さ せていただきました。条例をつくるというのは大変なのだということが本当によくわかり ました。立法事実ですか、最初のところで十分話をして、それから少しずつ、言葉一句を 全部チェックをしていくと。うちの班は夜の7時までだったですけども、結局間に合わな くて、できた範囲で出しましたけれども、非常に勉強になりました。

空き家の対策の計画について、私が一番気になるのは、市長の御挨拶、一番最初にあるのですけれども、下から3分の1ぐらいのところにありまして、過去に放置された空き家が倒壊し、市民生活へ悪影響を及ぼしたこと、また今後適切に管理されない空き家の増加が予測され、同様の危険性があることからという、こういう文言が実は市長の御挨拶、本当に1ページ目にあるのです。だから、何かトラブルがあったのかというふうな、これ単純に読むとそういうふうに受け取るということです。こういう現状の中で空き家対策をつくられて、今後空き家の計画をつくられて対策を進められていくというふうなことになるのだと思うのです。

措置法第4条で市町村の責務というところがありまして, 市町村は空家等対策計画の作

成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるように努めるものとすると、努力しなさいよという文言ではあるのですけれども、さっき申し上げたように、市長挨拶として第1ページ目にああいう言葉があって、措置法ができたので、その措置法に準じてということだと思うのですが、今後空き家の対策を計画を立てられて、どういうふうに進められていくというような予定があれば、わかる範囲で教えていただけますか。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) それでは、空き家に対する今後の進め方という御質問でございますが、この空き家に関しましては、近年、少子化、高齢化、核家族化の進行や都市部への人口集中等によりまして、空き家が年々増加し、特に適切な管理が行われていない空き家による地域の生活環境への影響が、全国的な社会問題となっているという状況がございます。

このような中、本市に対しましては、先ほど御紹介がございました空き家の計画について、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に進めるために、利活用可能な空き家の掘り起こしと空き家対策を検討するための基礎資料として、平成27年度に住宅、そして平成28年度に店舗、工場の実態調査を行ったところでございます。この計画を踏まえまして、空き家化に関することの抑制であったり予防、あるいは管理不全な空き家の解消、歴史的な町並みと一体となった保全活用などを踏まえた竹原市空家等対策計画を策定いたしたところでございます。

今後は、今年度中に庁内の推進組織において空き家対策に関わる具体的な活用、適正管理に向けた施策や事業を検討した実施計画を策定して、平成30年度より運用を開始してまいりたいというふうに考えておりまして、引き続き、安心・安全なまちづくりにつながるように取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 空き家の計画の13ページに、地域別の空き家の状況というのが非常に細かく書いてある。21の地域に分けて、空き家もランクが1から6まで細かく、非常によくここまで調べられたなというふうな、これはさっき申し上げましたけれども、同じ研修でおられた班のメンバーは本当に感心されていました。そうすると、ここまで調べているのだから、すぐできるのではないかというような話もありました。ランクでいく

と、5とか6とかというところが結構あるねという話になって、これどうするのという話なのですよね。この5、6のどの辺が、いわゆる特定空き家に該当するかどうかというふうな問題もあるのだと思うのですけれども、そこは今後の推進と、実施計画の推進というお話だと思います。

2番目の市民への啓発なのですが、昨年水道とかごみ袋とかというようなことでいろいろあったのですけども、公民館等へ出向いて丁寧に説明されたと、私も公民館でどちらも聞かせていただきましたけれども、非常に丁寧に説明されて、住民の方も多数聞かれて評価は高かったという気でおります。これだけの計画をつくられているので、今言ったように出前講座というふうなことをお願いしたいということで申しております。出前講座の中には、空き家対策に対するものがないのでこれ取り上げてお願いしているわけなのですが、これはお願いできますか。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 出前講座に関するメニューに関する御質問でございますが、先ほどの市長の答弁でございましたように、今年7月に空家対策計画を策定いたしまして、今年度中に実施計画を取りまとめ、来年度から出前講座メニューに加える予定といたしております。現在のメニューで、地方創生の総合戦略にある、その中に町の創生の項目の一つとして空き家に関することもありますので、地域の団体から要請があれば、適切に対応していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 出前講座は早急に、来年ぐらいからつくっていただけると。現在でも、空き家について説明というか、出前講座にメニューはないけれども、聞きたいよということであれば出ていきますよというお話だと思いますので、御要望があればどんどん出ていっていただいて、市民の皆さんに現状を理解していただくということでお願いしたいと思います。

次に、窓口の整備について、一本化ということをお願いしたいと思っているのですけれども、御答弁は関係部署が緊密に連携という御答弁です。先ほど広報たけはらのお話をしましたけれども、窓口というか、相談内容について分類がされていまして、適正管理、老朽建物、空き家の活用に関することは都市整備課住宅係、空き家バンク制度に関することは産業振興課観光振興係、空き家、店舗、工場の活用に関することも産業振興課産業調整

係と、生活環境、ごみ、樹木に関することはまちづくり推進課、税金に関することは税務課、これ当然だと思います。それから、売却、管理、管理、解体業者紹介、相談に関することは広島県が設置する無料相談窓口ですか、ひろしま空き家の窓口、それから維持管理、代行サービス等に関することについては、先ほど質問しましたように株式会社いいね! 竹原というふうに広報で出ているのです。緊密に連携ということなのですが、庁舎の中であれば、まだ緊密に連携ということは、それでも私は一本化で、どっか空き家について困れば建設課へ行って、空き家110番みたいな課があって、とりあえずそこへ行って、そうすると相談内容を聞いてどこへ行きなさい、どこへ行きなさいというふうな窓口を設けていただきたいという思いが一番強いのですけれども、今、そういった御答弁で、関係部署が緊密に連携という御答弁であった時に、庁舎の外のいわゆるひろしま空き家の窓口とか、株式会社いいね! 竹原というふうなところが取り上げてあるのですけれども、緊密な連携というのがはっきり言って大丈夫なのですかという思いがあるのですが、その点についてはどうでしょうか。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 相談窓口に関する緊密な連携という御質問でございますが、相談窓口が多岐にわたることから、今後、各担当部署に迅速な連携がとれるよう、体制を構築していきたいというふうに考えています。

ただし、庁内についてはそういった形で対応できると思うのですけど、御質問にありましたひろしま空き家の窓口であったり、株式会社いいね! 竹原というような外部との連携ということもありますので、そういったことも、市の中でも相談窓口ということについては検討していきたいというふうに考えています。また、庁内体制として、空き家の対策調整会議を定期的に開催しておりまして、空き家対策に係る情報提供や課題解決に向けた取組というのも現在行っております。そういったことを踏まえまして、相談体制の充実を今後図っていきたいというふうなことで、検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) さっき広報の中身を申し上げて読ませていただいたように,多岐に,いろんなところにわたるということであれば,部長一人の御答弁ではちょっと難しいことも出てくるのではないかと思うのですけれども,一本化ということで市民サービス向上,とりあえずそこへ行けば何とか相談を受けられるということは,本当に市民は喜んで

いると思うのですよ。今,こういう相談だったら,選んで,それは建設へ行け,それはまちづくりへ行けというふうなことを自分で考えて判断して行くという,市民の方ははっきり言って素人ですから,それは気の毒なような気がするのです。だから,是非相談窓口の一本化ということで,今後検討していただきたいというふうに思いますので,そこはよろしくお願いします。

それから、維持管理をする業者ということで、いいね!竹原ということで、現在5件の 受託実績があるというふうなお話であります。これが多いか少ないかとかということもあ るとは思うのですけれども、措置法の第7条に協議会という規定がありまして、これを読 みますと、市町村は空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための 協議会を組織することができると。協議会は、市町村長のほか地域住民、市町村の議会の 議員,法務,不動産,建築,福祉,文化等に関する学識経験者,その他の市町村長が必要 と認める者を持って構成する。前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事 項は協議会が定めるという。これできる規定で、いろんな人を集めて、知恵を集めて、解 決していくような協議会のようなものをつくられた方がいいのではないですかという中身 だと思うのです。これは当然、検討を今後されるのだと思うのですが、市内の業者の方と 連携をとって、何社か呼びかけをして、かなりの市内の業者は空き家のことを聞きますけ ど、市内の業者の方、それから一般の市民の方、資格を持たれる方、それぞれいろんな空 き家の状況を持っておられます。それ,実はばらばらなのです。私はこういうところに空 き家があるのを知っている,私はこういうところに空き家があるのを知っているというふ うなことがある、それは商売のネタですから簡単にどうこうできないと思うのですけど も、できれば協議会のようなのを設けて、市内、官民一体で空き家の問題を解決していく というようなことがお願いできないかと思うのですが、この点はどうでしょうか。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 空き家に関する協議会の設置の御質問でございますが、特定空き家等の判断基準であったり、第三者機関での設置は、国のガイドラインをもとに先進地の事例を調査している段階でございます。

本市の実情に合った基準の制定であったり、あるいは機関の構成員の選定を行いまして、今年度取組を行い、来年度に向けて運用できるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 先ほど申し上げたように、計画をつくるのもかなり御苦労があった と思います。一生懸命つくられて、今度、その一歩先へ今から実施計画ということでやる ので、見ていてくれというか、もう少し時間をくれというふうな意味合いのお話ではない かなというふうに思っています。頑張ってやっていただきたいと思っています。

私らの議会の方も、先日防災関係のマニュアル等を議会の事務局の皆さんの手を借りながらつくりました。本当に苦労しながらつくりました。こういったことも、議会、私ら、自分が言うのも何ですけど、結構頑張ってやっているつもりなのですよ。そういったこともあって、職員さんにも頑張っていただきたい。結構優秀な若手の方もおられるのではないかと思うのですけれども、そういった方に例えばこの空き家に関する条例を任せて、つくらせてみると、ちょっときつい仕事かもわからないけどやらせてみるというふうなことが、私は多少要るのではないかと思うのです。仕事の達成感というのがあって、ルーティンの日常の仕事の繰り返しではなくて、非常にきつい仕事をすることによって、達成感を持って職員さんが成長されるというようなこともあると思うのですが、そういった意味合いを込めて条例、竹原市に合う条例、これをつくるというと大変な作業になると思います。いろんなことも調べないといけないし、法務等もいろんな関係が出てくるとは思うのですけれども、こういったことをやって、空き家に対してもう市は真剣に取り組んでいますよというふうなアピールをしていただければと思うのですが、この点はどうでしょうか。

議長(道法知江君) 建設部長。

建設部長(有本圭司君) 空き家に関する条例制定の御質問についてでございますが、先ほど市長の答弁の中にもございましたように、この法律に基づき具体的な施策を推進することで、様々な対応が可能となっております。今、俗に特別措置法、そういったことなのですが、今後は各市町村の動向を注視しながら、条例等については引き続き調査研究もしてみたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長(道法知江君) 職員の育成ということも御質問にあったかと思いますので、副市長の答弁をいただきたいと思います。

副市長。

副市長(細羽則生君) 市が直面するいろいろな課題等につきましては,職員が積極的に 取り組んでいくというのが大事だというふうに考えております。そういう中で,どういう ふうに人材育成を絡めながら、職員にスキルアップのために業務をやっていくかという部分につきましては、総合的に判断しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 1番今田佳男議員。

1番(今田佳男君) 繰り返しますけれども、議会の方もいろんなことで、広報広聴ということではないですけど、議会だよりもどんどん紙面をきれいにして読んでいただくと、読んでいただくにはどうすればいいかということを知恵を絞ったりとか、いろいろ頑張っています。だから、職員の方にも頑張っていただきたいという気持ちが非常に強いので、そういったことでこの条例ということをくどく申し上げております。

いろんな話をしましたけれども、市民の皆さんのニーズを聞き取る、最初の町並みの方とかいろんなこと、空き家の対策であれば市民に説明をして、市民の皆さんからまた御批判をいただくこともあるでしょう。だけど、そういったことで市民のニーズを聞き取るということは非常に大事だと思いますので、そういう点も込めて頑張っていただきたいという思いであります。

以上で終わります。

議長(道法知江君) 以上をもって1番今田佳男議員の一般質問を終結いたします。 2時30分まで休憩をいたします。

午後2時15分 休憩午後2時26分 再開

議長(道法知江君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、宮原忠行議員の登壇を許します。

10番(宮原忠行君) それでは、国保財政運営責任等の広島県への移行についてと竹原市の農林水産アクションプラン2014について一般質問を行いたいと思います。

平成27年5月27日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、広島県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体となり、本年7月に広島県国民健康保険運営方針(案)が策定され、来年4月1日からの実施に向けた協議が精力的に進められていることと思いますが、移行まで残された期間はわずかに7カ月を残すのみとなりました。市民の疑問を解消し、不安を払拭して、理解、協

力を促進するという観点から、以下の質問を展開させていただきたいと思います。

①広島県国民健康保険運営方針(案)は、半世紀が経過する中、現行の国民健康保険制度は、少子高齢化の進行に伴い年齢構成が高くなるとともに、高度医療の普及などによって医療費水準が高まり保険給付費が急増する一方で、費用負担する者の所得水準が低いことから財政基盤が弱く、多額の穴埋めを法定外の一般会計の繰入によって行わざるを得ないなど財政上の構造的な問題を抱え、市町村のみでの運営が困難となっているとしているが、県内市町において一般会計からの繰入を行っている市町名とその繰入は赤字の穴埋めか、それとも住民の要望等独自施策を実施するための繰入か、あるいは両方を含んだものか。

②広島県内の国民健康保険の被保険者の職業構成比は、無職が52.4%と半数を超えるとともに、全国平均より8.3ポイント高くなっていることを反映して、被保険者1世帯当たりの平均所得は109万6、000円で全国平均と比べて20万円、21.5ポイント低く、1人当たり平均所得も68万5、000円で全国平均よりも15万9、000円、約18.8ポイント低くなっていますが、竹原市における無職の構成比、世帯当たり並びに1人当たりの平均所得はどのような水準にあるのか。

③広島県国民健康保険運営方針(案)によると、低所得者に対する保険料の軽減措置について、制度改革によって国から市町へ財政支援が拡充されているが、所得水準が低く、保険料負担が重いという広島県内市町国保の構造的な課題を踏まえ、拡充の必要性について被保険者の状況を把握し、国へ提案していくこととされていますが、これまでの議会における議論を踏まえれば、負担軽減措置にとどまらず、減免等の制度化についても竹原市として積極的に問題提起し、他市町に問題提起、協議を重ねコンセンサスの形成を図った上で、広島県の国への提案に反映させるとともに、全市町の総力を結集して実現できるよう取り組んでいくべきではないか。

④国保財政運営の責任主体が市町から県に移行後の保険料率は、全て同一の保険料率に 統一されるのか。また、統一されるとしても一定の経過措置なり、激変緩和措置が講じら れるのか。

⑤移行後の国民健康保険料はどのようにして算定されるのか。現行の竹原市の国民健康保険税と比較して、被保険者の負担額に変動があると想定されるのか。また、現行の竹原市の国民健康保険税の賦課方式は、資産割、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式となっていますが、移行後においては、資産割を廃止した3方式が採用されることと

されています。資産割を廃止する理由と、廃止することによる市内被保険者への影響額についてどのように分析、把握されているのか。さらに、応能割と応益割はどのような構成になるのか、その理念なり考え方とあわせて説明を求めます。

⑥国保財政運営の責任主体が市町から県に移行後における国民健康保険特別会計は、どのような構造になるのか。また、県と市町の負担と交付金の相互関係はどのようなものになるのか。

⑦現在, 竹原市が単独事業または上乗せしている国保事業名, 金額, 事業数を示すとと もに, 移行後の取り扱いはどうなるのか明示していただきたいと思います。

⑧本年5月26日付けをもって提出された民主団体の陳情書は、国保の県単位化はその制度の成り立ちから、保険料(納付金)各市町が県国保へ100%納付することが義務づけされ、各市町での徴収強化行政が容易に予想できますとの懸念を表明しています。新制度移行後の徴収体制について広島県国民健康保険運営方針(案)は、民主団体の陳情書が危惧しているような方針を示しているのか。明確に御答弁をいただきたいと思います。

2, 平成26年3月31日に策定された竹原市農林水産アクションプラン2014は,これまで第5次竹原市総合計画において,人が集まる元気なまちづくりのために産業分野の施策拡充を目指し,その中で地域に根差した持続的な農林水産業の振興に取り組んできたが,生産基盤整備や経営基盤支援の推進などにおいては一定の成果が得られたものの,竹原市の農林水産業・農山漁村は過疎化の進行に加え,従事者の減少と高齢化,耕作放棄地の増大など深刻な状況が続いているとして,本市総合計画における前期5年の取組を検証し,後期5年の取組において必要な見直しを行うとともに,本市における農林水産業の振興をより一層推進するとともに,今後の市場変革等も見据えながら,農業・林業・水産業の各分野が一体となり,全ての関係者と将来像を共有し,力強い産業基盤を確立するため,今後10年間の本市農林水産業の振興施策の方向性を具体的に示す竹原農林水産アクションプランを策定し,対象期間は,平成26年度から平成35年度の10年間とするが,総合計画の見直しと合わせ,平成30年度に中間見直しを行うこととしています。

来年度は、まさに中間見直しが行われることになりますので、農業分野に限定して、アクションプランが目指した農業従事者の減少と高齢化、耕作放棄地の増大などの深刻な状況に歯どめがかかり、力強い産業基盤確立に向けた展望が開けつつあるのか、それとも依然として深刻な状況を克服できていないのか、市長の認識をお伺いさせていただきます。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長(道法知江君) 順次答弁願います。

市長。

市長(吉田 基君) 宮原議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の質問についてでありますが、平成30年度から国民健康保険制度の県単位化につきましては、県と市町が共同の保険者となり、県が財政運営の中心的な役割を担う新しい仕組みに変わることで、市町国保の財政は従来と比べて大きく安定することが期待されております。本県におきましては、平成27年度から県と市町が新制度の仕組みのあり方について協議検討を重ねており、県は取りまとめた広島県国民健康保険運営方針案を平成29年7月31日に開催した広島県国民健康保険運営協議会に諮問したところであります。

県内市町の一般会計繰入金の状況につきましては、平成27年度決算において決算補填等を目的としていない保健事業等への繰入れを行っている市町は、呉市、東広島市ほか8市町で、決算補填等を目的としたものと、決算補填等を目的としたもの以外の繰入れの両方を行っている市町は、広島市、福山市ほか2市町であります。

被保険者における無職の構成比と平均所得につきましては、無職の構成比が62.3%で、県平均を9.9ポイント、全国平均を18.2ポイント上回る構成割合となっており、被保険者1世帯当たりの平均所得が72万1,000円で、全国平均と比べて67万5,000円、48.4%低く、県平均と比べて37万5,000円、34.2%低くなっております。また、1人当たり平均所得額につきましては45万6,000円で、全国平均と比べて38万8,000円、約46%低く、県平均と比べて22万9,000円、約33.4%低くなっており、本市においては全国平均及び県の所得水準を大きく下回り、県内最少の結果となっているものでございます。

保険料の減免等の制度化につきましては、現在、県及び各市町で構成しております保険料検討ワーキンググループにおいて、議員御指摘のとおり、低所得者に対する負担軽減措置にとどまらず、条例減免につきましても検討中ではありますが、これまで各市町の実情に応じてそれぞれ独自に定めてきた経緯があり、その基準は市町ごとに異なっている状況であるため、激変緩和措置期間内を目途として、将来の保険料水準の統一を見据え、低所得者の保険料の負担状況等を把握する中で、実施可能な減免基準の統一に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

県単位化後の保険料率につきましては、本県においては同一の所得水準、世帯構成であ

れば、県内どこに住んでいても同一の保険料となるように、被保険者の負担の公平性を優先的に確保するとともに、保険者としての公平性に配慮し、激変緩和措置期間終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図り、将来的には完全な統一保険料を目指すこととしております。また、住民の負担を考慮し、急激に被保険者の負担が重くならないように、6年間の激変緩和措置を行うこととしております。

県単位化後の保険料率の算定方法につきましては、県が医療給付費等の見込みから公費による収入を控除して、市町ごとの事業費納付金を決定するとともに、各市町が事業費納付金を納めるために必要な標準保険料率を示し、市町はこの事業費納付金を納めるため、県の示した標準保険料率に対応した保険料率を決定することになっております。本市の保険料の変動につきましては、追加公費や激変緩和措置などが加味された第3回の試算が示された後、ある程度想定できるものと考えております。また、資産割につきましては、算定の対象となるものが住所地の資産のみで、住所地外の資産は対象外となる不公平が生じているとともに、低所得によって保険料が軽減される世帯にも資産割が課せられ、支払いが困難になる場合があることなどにより、これを廃止することとしており、その影響額につきましても、第3回の試算を踏まえ、お示しできるものと考えております。

応能割と応益割の構成につきましては、これまで保険料率の設定に当たり、地方税法に基づき、応能割と応益割の比率を50対50に合わせられるように設定しておりましたが、新制度施行後は国から示される全国平均との比率で算定することを基本とするため、市町村の所得水準が全国平均の所得水準と同じであれば、全国どこの市町村でも同じ負担水準になるように調整が図られるものでございます。

県単位化後における国民健康保険特別会計の構造につきましては、県が財政運営の責任主体となり、新たに国民健康保険特別会計を設置し、市町ごとの事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を交付金として全額市町に対して支払うことにより、国保財政の入りと出を管理することとなります。また、市町はこれまでどおり国民健康保険特別会計を設置し、被保険者から徴収した保険料と国庫負担金を合わせて事業費納付金として県に納めることになり、これにより、国民健康保険特別会計は2階建ての構造として、県内の市町が相互に支え合う仕組みとなるものであります。

市町の負担と交付金の関係につきましては、これまで市町ごとで保険給付の受益と負担 の収支は均衡しておりましたが、県単位化後は、県全体で受益と負担の収支が均衡するこ ととなります。

竹原市の単独事業と移行後の取り扱いにつきましては、現在、本市が独自で行っている 任意事業は3事業あり、平成29年度予算額で人間ドック事業が1、237万5、000 円、各種がん検診等助成事業が122万円、重複・頻回受診対策事業が270万1、00 0円となっております。これらの事業の県単位化後の取り扱いにつきましては、保険料検 討ワーキンググループにおいて検討中ではありますが、各市町で現在実施している保健事業、給付については継続して実施することを基本とし、今後、各市町の事業と財源を整理することにより、県全体の共通事業として実施していくことで、将来的に保健事業等の水準統一を図っていくこととしております。

県単位化後の徴収体制につきましては、保険料が市町国保の主要な財源の一つであり、 収納の適正化を図ることは、国保財政の安定化、被保険者間の公平、公正の観点からも重 要であると考えております。このため、本県では普通徴収に関する保険料の標準的な納付 方法について、利便性の向上を図るため金融機関の口座振替を原則とし、収納率の向上及 び収入未済額の縮減に当たり、市町における滞納整理の実践力、応用力を備えた人材を育 成するため、県の税部門との連携強化を図ることとしております。

事業費納付金を算定する際には、現年度分の収入額を現年度分の調定額で除した値の過去3年分の平均とした市町ごとの収納率で割り戻した市町標準保険料率を示すこととなっており、収納率の適正化を図ることは重要なことではありますが、広島県国民健康保険運営方針案では、各市町の実収納率を基本として書かれていることから、民主団体の陳情書において危惧されているような方針は示されておりません。

次に、2点目の御質問についてでありますが、竹原市農林水産アクションプラン201 4につきましては、農林水産業に共通した課題である担い手の育成、生産振興と基盤整備、流通販売と6次産業化の問題を解決するため、本市の農林水産業の振興施策の方向性を具体的に示すものとして、平成26年3月に策定したものであります。

本市におきましては、このプランに基づき、各種施策、事業を推進してきたところであり、農業分野ではまとまった農地が少なく地形的に不利な条件の中、圃場整備事業の実施や農地中間管理事業の活用による農地の集積化、竹原工業・流通団地への植物工場の立地や新規就農者への支援に伴う生産性の向上、鳥獣による農作物被害対策の強化、地元農作物を活用した産品開発などに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、高齢化の進展による農業従事者の減少に加え、農業従事者の大半が従来

型の生鮮出荷を中心とした生産,販売方法を踏襲していることから,他の地域と比較して市場価値が低く,安定した所得が期待できないため,担い手不足やそれに伴う耕作放棄地の増加などの悪循環に陥っている状況にあるものと認識しております。

このプランにつきましては、平成30年度に見直しを行う予定としておりますが、こうした現状を十分に踏まえる中で、PDCAサイクルを取り入れるなど事業の検証、見直しを行い、本市の特性を生かした農林水産業の振興に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) 大分前からこの国保の県移行については、気にはなっていたわけですけれども、ちょうど市民生活部長と一緒に収納の方で仕事をしていたころに、その当時、奈良県の県知事が、もう県知事さんの名前がどういう方だったか覚えていないのですけれども、奈良県の市町村の状況を見られて、このままでは市町村営の国民健康保険事業というのは到底成り立ち得ないと、何とかして広域化ということで、非常に熱心に論陣を張られて、それで厚生労働省に検討部会等が設けられて、今日のような法が成立をして、県の単位化という形になったわけですよね。

それで、私もこの定例会の随分前から、市民生活部長の方には国保について質問をする よといっていたのですけれども、ちょうどそれと前後しまして、某新聞が「国保料増なら 住民反発も。市区町村で負担に差」と、いろいろ問題提起をされたような記事が大々的に 報道をされました。それで、一般質問でも触れましたけれども、民主団体の方からも、県 移行後の国保の体制について非常に心配をされている状況が見られるわけです。

それで、私も民生都市建設委員長として、委員会で積極的に質問をして、そうした市民の不安なり、あるいは懸念というものを払拭する機会を得ることは実質上できないもので、今回、この一般質問を通してタネットを視聴されている視聴者の方に、いささかたりともこの県移行後の体制について、もちろん万人を納得されるような制度改正というのはなかなかできないわけでありますけれども、来年4月1日からの新体制における、まさに市町村営国保から県国保への移行という、ある意味歴史的な大改革をもう迎えるわけです。それにすれば、マスコミとか県の広報等を通じても、なかなかその経過なり、市民、県民の不安を払拭するような試みというのは欠けていたのではなかろうかと、こう考えているわけです。もちろん、23市町の交えての県の協議等々がありますから、なかなかその全てを途中経過において公表するということは、困難であったことは容易に想像できま

す。

それと、今回も当然、まだ協議が継続中でありますから、答えられること、答えられないことあろうと思います。そうした点も踏まえながら質問をさせていただきたいと思いますので、少なくともタネットを視聴しておられる方々が、ああ、そうかいというふうに納得していただけるような形になれたら幸せだなと、このように考えておりますので、積極的な御答弁をお願いをしておきたいと思います。

それで、市民生活部長、全国的に見れば、やはり一般会計への繰入れ等、かなりあるわけですね。それで、直近の厚生労働省が示した資料により、全国の国保財政の赤字といいますか、赤字の国保財政を抱えている市町村、そしてこの広島県内の状況がどういうふうな状況なのか、わかる範囲で構いませんので、具体的に御説明をお願いをいたしたいと思います。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 全国におきますこの国保財政の赤字の状況でございますが、基本的には毎年、いわゆる給付費が増額が進んでいる、そんな中で人口減、あるいは加入者の減少、高齢化の進展、こういったことで、基本的にはますます赤字の体質というものが全国的に進んでいる、これが全体の流れでございます。

そうした中で、広島県の状況でございますけども、基本的には、広島県におきましても そういった流れの中で特に赤字が現在は都市部で発生を、そういった現象が顕著に見られ る、そういった状況でございます。

以上でございます。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) やはり全国的に見れば、かなりある意味でいえば、国保財政規模の小さいところは、相当の運営困難になっていることは間違いないですよね。ただ、広島県の場合は、例えば広島市とか福山市とか呉市とか、そうしたある意味でいえば大都市部において、一般会計から赤字補填のための繰入れとか、あるいはその他の国保事業のために補填をしていることは間違いないのであって、少なくとも、例えば広島県国民健康保険運営方針(案)が示した数値等で見れば、表面上は、広島県内においてはそういう国保財政の運営がもう非常に危険な状態になるという形は見られないわけですよね。そしてまた、とりわけ竹原市単独で見れば、到底、例えば竹原市の国保財政が非常に困難な状況に直面しているということでもないですよね。

ですから、先ほど申し上げました新聞によれば、例えば北海道の更別村というところは 非常に農家所得が高くて、それで独自でやっていった方がいいという、こうしたところも 全国的にはありますよね。当然、竹原市においても、議員さんの中でも、竹原市単独でいいのではないかというようなこともお考えになられる方がおられるかもしれない。特に、地方自治の関係において、市町村独自でやればいいではないかという、こういうことを主張される方もおられるかもわからないが、しかしながら、やはり医療保険を含めた社会保障制度というのは、基本的には国家が骨格となってそれを形づくって運営していくということにならなければ、市町村単独で行うということはなかなかに難しいというふうに私は考えるのですけれども、この点について部長はどのようにお考えですか。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 今回の県の単位化、これが目指しているものが、現在、県単位化は少子高齢化の進展や医療の高度化によって、1人当たりの医療費の増加が続くという見込みがある中で、将来にわたって国民健康保険を持続していくためには、どうやっても財政規模というものを確保しなければ乗り切れない。こういったことから、保険給付に見合う保険料水準を設定をして、公平な負担になるように、広域でそういったことを進めていって、結果県が財政運営の責任主体となって市と国保の共同の保険者となり、地域住民、身近な関係の中、引き続き保健事業を推進していく、こういったことでこの制度が進められている、こういう状況でございます。

したがいまして,現在の小さな財政規模の市町,ここだけで今後この国保制度を進めていくことは,もう構造的にも無理な状況が参っている,そういった状況でございます。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) これから残された期間,おそらく広報になるのか,私の前の議員さんの質問というか要望にあったように,出前講座というか,地域に出向いていって啓発を進めるのか,そこはちょっと私はわかりませんけれども,いずれにしても,そこのところも市民の皆さんに,心の中にすっきりと入るような,うまいと言ったら言い方はおかしいかもわかりませんけれども,どういうふうにすれば納得していただけるかというような理論も,是非とも創造をしていっていただきたいと思います。

それで、次に、私自身もまさかここまでの数字が出るとは思っていなかったのです。竹原市における国民健康保険被保険者の世帯当たり平均所得と1人当たりの平均所得です。 県内で最も低いということになってきますと、やはり私は、減免も含めた負担軽減につい ては、ここはしっかりと性根を入れて取り組んでいかざるを得ないのではないかと思うわけです。ですから、市民生活部長は税務課も経験し、その中でも徴収事務にも精通をしてこられた方でありますから、そうした滞納者の状況であるとか、ある程度のことは把握されておられるわけで、しかしながらどうしても諸般の事情の中で支払い困難になっておられる方もおられるわけで、特に高齢者については、私は放置しておられるような状況ではないと思うのです。

お年寄りにお会いしますと、もう買い物に行くのも途中で何度か休まないといけないような方もおられます。それで、その人らが言うには、子どもには迷惑をかけられないからというような話です。そうした中で、なかなか家族の、本人、被保険者の自己責任とか家族の連帯責任とかということだけで、なかなかこの国保財政に必要な財源の確保というのが困難になってきます。ですから、どうしてもここは、竹原市の担当部課がしっかりと現状把握をして、この減免等についても議論をリードして、必ず実現できるように取り組んでいただきたいと思いますが、この点について担当部長としてどのようにお考えですか。議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 保険料の減免等の制度化についての御質問と思います。

現在, 県及び市町で構成しておりますいわゆる保険料の検討ワーキング, ここにおきまして, 今, 議員の方から御指摘をいただきました低所得者に対する負担軽減措置, これについて, これにとどまらず, 条例減免につきましても検討しているところでございます。

ただ、これまでこの条例減免につきましては、各市実情がそれぞれ違いまして、独自で定めた経緯がございますので、その基準等が異なっている状況がある中で、今回御説明の中にあります激変緩和措置期間を目途といたしまして、将来保険料水準統一を見据えて、県内で統一したこういった減免ができるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。それらも含めまして、国への働きかけ、これも県内統一して、議論を深めて、国へあわせて要望もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) 厚生労働省が出している平成25年度国民健康保険市町村の財政 状況を見ても、保険料の減免額に充てるために、全国で149億円支出されているので す。自治体数は、保険者数はわかりませんけれども、全体で3.8%になっております。 それで、事前にお尋ねしたところ、県内においても広島市と福山市が既に実施している と、こういうようなことであります。とりわけ、広島市にしても、福山市にしても、徴収率について言えば、県内でも最悪レベルなのです。そうした中で、おそらく被保険者の実態等に照らし合わせた時、やはり減免をして対応しなければ、まさに命を守る国民健康保険制度からはじき出してしまうと、こういうようなおそれから、何としてもこの国民の生命と健康を守る国民健康保険制度の趣旨からいえば、どうしても脱落者を出すわけにはいかないという形の中で、減免をしている実態なのだろうと思うのです。

以前ならば、国民健康保険は相互扶助制度であるからお互いが出し合って、苦しくともその方から保険料を出していただかないとほかの方に迷惑がかかるというようなことで言っておりましたけれども、私もかつて、ちょっと正確には覚えていないのですけれども、この議場におきまして、減免について質問をさせていただきました。その当時の厚生労働省においても、市町村国保の徴収率は上がったと、こういうふうに書いているわけです。それで、その理由として、市町村独自の減免が適用されたから徴収率が上がったのだと、こういうふうな分析もしているわけでありますので、そうした経緯も踏まえながら、しゃくし定規といいますか、物の本に書いてある、相互扶助制度だから減免なんかもってのほかよというようなことではなしに、そうした歴史的経過なり、今日における、広島県においても広島市、福山市やっているわけですから、是非ともその議論をリードしていただいて、必ず実現できるように御努力をお願いをしておきたいと思います。

それで、8月27日付の某紙によれば、広島県の10市町、保険料が上がると回答したと、こうなっているのです。それで、広島市を含めた7市町がわからないと、大竹市は変わらないと、このように回答しているようであります。私は、今の竹原市の国保財政の規模とか、あるいは徴収率とか、様々な要素を考えますと、また先ほども説明していただいた被保険者の世帯当たり平均所得、また1人当たりの平均所得の県内で最も低いという状況等から考えれば、私は竹原市の国保、当面税でいくのでしょうけれども、その総額というのは、県へ財政責任が移行した後もほとんど変わらないのではないかと、こういうふうに予想するわけです。そこら辺について、明確な答弁はなかなか難しいかもわかりませんが、今段階で、やっぱりそうは言っても上がるのだろうという方もおられるかもわからないから、今の見通しとしてどういうふうな見通しを持っておられるか、答弁できる範囲内で構いませんので御答弁いただきたいと思います。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) いわゆる県単位化へ移行した結果, 竹原市としてその負

担、被保険者の方お1人当たりの負担率が上がるか下がるかということにつきましては、現在試算、2回シミュレーションでやっておりますが、その結果までで判断しますと、今議員御指摘のとおり、余り下がらないのではないかという見込みが現在のところ立っております。今後、3回目というのが近々ありますので、これにはいろんな国の支援の資金とか、そういったものが投入されて試算されますので、今後どういった形になるかというのは、言い切れるところは、現時点ではできないのですが、おおむね余り変わらないというのが、竹原市の場合は変わらないのではないかという見通しが立っているという状況でございます。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) ですから、全体といいますか、マクロとすれば、おそらく県からおりてくる額そのものについては、私はほとんど変わらないと思うのです。しかしながら、保険税を算定する場合の4方式から3方式に変わったと、資産割が除かれたということになってくると、そこら辺、一人一人の保険者で見れば、資産割が軽減をされた方は、所得割との関係でどうなるかはわかりませんけれども、単純に考えれば、その資産割でかなりの国民保険税を課された方はその分なくなるわけですから、所得割の増額分と合わせても、負担軽減になられる方もそこそこおられると思うのです。

ところが逆に、年金だけで生活をし、資産も何もない方については、ここら辺が低所得者といいますか、そこら辺のところにしわ寄せが来るのではなかろうかという不安を実は、私は持っているのです。ですから、そうしたことも踏まえて、くどいようですけれども、県のこの国保運営方針で明記してあるように、所得が非常に低いことが今日の制度改正につながったのだからということを前提に考えれば、何としても低所得者、もっと言うならば生活保護費の水準以下で暮らしている方々が、国民健康保険制度から落ちこぼれることのないような負担軽減措置であるとか減免措置について、重ねて要望をしておきたいと思います。

それで、保険料については、だから竹原市総体とすればほとんど変わらず、それを一人 一人の被保険者に割り当てる段階において上がる人、下がる人おられるということも、こ れもやむを得ないことなのだろうとは思っております。それで、例えばこれまでの被保険 者証の交付であるとか、あるいはその他の給付事業、あるいは高額医療費等があります か、そうしたことも踏まえて、今までとは違った取り扱いになるのか、そこら辺につい て、市民も不安になっておられる方もおられるかもわかりませんので、具体的に今までの 事務とあわせてこう変わります、あるいは変わりません、そしてここは今までとは違う、 こういうメリットがございますというようなことについて、わかりやすく御説明をいただ きたいと思います。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) このたびの県単位化移行するに当たりまして、まず現在市で行っております賦課徴収事務といった、こういった部分につきましては、県に統一したとしても、同じような事務を続けてまいります。したがいまして、徴収も現在のところ税務課の方で行っておりますが、この税務課の体制の中で行っていくようになると思います。

統一化されまして、まず1つ変わることは、保険証が一本化されます。しかし、この保険証の送付は各市町の役割と基本的にはされておりますので、こういったところも、カードそのものが変わるということと、あと保険者証と高齢者証、これが1枚のものに集約されるということがございます。

そのほか、この制度に期待されている効果というところでございますけども、まず1つは公費拡充によりまして、先ほど言いましたように、各市の財政赤字の改善が図られる、こういったことと財政運営が市町単位から県単位になり、高額医療費の発生など多様なリスクが分散されます。この高額医療費ですけども、例えばここがメリットになるかもわかりませんけれども、高額医療費、今までですと、竹原市の国保におられた方が三原市へ転入されて三原市の国保に入られた場合、これが別々の国保で加算されませんので、高額医療として戻ってくる金額にカウントされないのですけども、今後は県内どこの病院にかかられても、またどこの市でも県内でしたら移動されても、高額医療の加算が可能になってくる、こういったメリットもございます。また、効果としては、納付金、交付金の仕組みによりまして、医療費の返納に伴う年度末の一般繰入が今後不要になる、できなくなるといいますか、不要になります。また、県が国保運営方針に定めることによりまして、市町の事務の効率化、平準化、広域化が図られる。県と市が保険者として機能を発揮することによりまして、住民の皆様の健康づくり、こういったことが組織的に進められるというメリット等がございます。その他、運営方針を県単位化で定められることによりまして、先ほど言いましたサービスの標準化が図られます。

あとは、これまで、市民の皆様にまた今後広報してまいりたいと考えておりますが、一番最初に言いましたように、基本的には今までと市町がやること、皆様に対する保険証の

受け渡しですとか、そういったことは変わらないということにはなろうかと思います。

済いません。ちょっと雑駁で申しわけありませんが、以上でございます。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) 今度,国保の事務に関する事務をそれぞれ項目ごとに上げて,それで変更,従来と同じ形,ここが変更になりますというような,例えばそういう対照表というか,一覧表みたいなものも是非作成をしていただいて,また委員会の方にもそうした資料を提出していただけるように御努力を要請をしておきたいと思います。

それで、もう面倒くさいので私の方から申し上げますけれども、平成23年度から27年度の竹原市の徴収率が、一番悪い時が平成24年の92.47、現年が、それでこの時におそらく200万円か幾ら、足らなかったのだろうと思うのですけれども、この時に2、000万円か2、500万円交付金を返上せざるを得ないという危機的な状況にあったわけです。それから、翌25年度は93.16で何とか交付金を返納しなくていいということになりました。そして、26年度も94.53、これもクリアをしました。翌27年度は95.17%なんですけれども、この年は国民健康保険の被保険者が7、500人を下回ったために、今まで93%でよかった収納率が94%になったのですよね。そういうふうに、交付金を受けることができるか、あるいは返上しなければならないかということも、やはり被保険者というか、人口減少と大きく関わってきているわけです。

ちなみに、順位を言いますと、平成23年が県内で13位、それから24年が19位、25年が18位、26年が11位、27年が9位と、このように、かつて竹原市は、広島県から市県民税の徴収についても、非常に竹原市は徴収率がいいので、早く速報が知りたいということで、いろいろと県の方から照会があったりとか、もう少しお願いできないだろうかというふうに、ある意味、県からも竹原市の徴収というのは頼りにされるといいますか、そういう状況であったわけですけれども、何とかかんとか、国保についていえば頑張っておられると、またそのことが今確保されている、あるいは年々改善されつつある徴収率のおかげというか、そうした徴収係の職員の努力もあって、おそらくは先ほどの保険税の料率のところでも申し上げたように、おそらく職員のそうした努力が県移行後においてもほとんど変わらないというような、ある意味多くの被保険者の方が安心していただけるような状況があらわれてきていると、私はこのように理解をしております。

そこで,基本的に広島県が県移行後において示した徴収率を上げる施策,目指すべき施 策の方向,これについて,わかる範囲で構いませんので答弁をお願いをいたしたいと思い ます。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 運営方針の中で、県の方で示された徴収の方向性といいますか、対応につきましては、先ほど申し上げましたように、賦課徴収は引き続き市町村が担う、こういったことにはなっております。ただ、この運営方針の中に、口座振替の原則化ということをまず掲げております。原則、口座振替としていただくこと、また人材育成など県の税部門、こういったところとも連携強化して、徴収体制の強化を図ってまいりたいというふうに示されております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) いずれにしましても、原理原則的に言えば、相互扶助としての国民健康保険制度でありますから、その徴収率を確保する努力は、現在もそうですし、県へ移行後においても変わらないということです。ただ、今のところ、例えば県が示している口座振替とかという方策についても、主に広島市であるとか、福山市であるとかの大都市部において、そうした口座の振替率も進んでいないと。徴収率がいいところでも、もちろん小さい町もありますけれども、総じていえば、徴収率のいいところは口座振替率も高くなっているから、そういう方向を目指しますよということなわけですよね。

そして、今の制度においても、国民健康保険制度の制度原理原則論といいますか、国民健康保険法上、例えば徴収率が低い、ちょっと努力が足りないのではないですかというようなところについては、現在の制度においても、国・県は指導監督の責任はありますから、それに応じた、徴収率に応じた指導監督はするし、また県移行後においても同じようにその指導監督をするのであって、とりわけ県移行後において、例えば竹原市さん、もう少し上げなさい、こういう方策もあるのではないですか、もっとむち入れなさいとかというような方策というのは、全く今のところ運営方針案を見る限りでは出ていないと、このように考えますが、この点、部長の方で確認をしていただけるならば御答弁を願いたいと思います。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) 議員御指摘のとおり、現在の運営方針案の中には、そこまでの示されたものは出てきておりません。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) ですから、全国的な大きな少子高齢化、そして高度医療化等々による国保財政、財政規模の小さいところではできない、そうすると日本列島、北海道から沖縄に至るまでどこに住んでいても、よく言われるところの、憲法25条で言われるところの最低限度の生活を営むための根幹をなす医療保険制度は、ある意味全て百点満点でいくかどうかはわかりませんけれども、大きな歴史的な変革を来年迎えると、こういうことになるわけで、そういう自覚を持って、是非とも部長をはじめ、部の職員一丸となって、市民のある意味でいえば、どうなるのかね、どうなるのかねという中から、よくなるはずがないとか、こうなると負担が重くなるとかというような形で、要らぬ心配とか不安をあおることのないように、最善の努力をお願いをしておきたいと思います。

そうした意味で、担当部長として今後の、職員とともにこの歴史的な改革を進めるための決意というか、そうした思いの一端を披瀝をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議長(道法知江君) 市民生活部長。

市民生活部長(宮地憲二君) この国民健康保険制度,これは我が国のいわゆる国民皆保険,本質的に担保するそういった制度でございます。社会保障制度の根幹や国民の生活を支えてきた大事な制度であることには、違いございません。国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、新制度,いわゆるこの県単位化への移行を円滑に施行することは大変重要なことでありまして、今後も県や他の市町と協議検討を続けるとともに、市民の御理解を得るための新制度の周知徹底、こういったことにも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) それでは、2番目の竹原市の農林水産アクション2014について再質問をさせていただきたいと思います。

部長のお人柄というのか、非常に率直に、しかしながらいろいろと書いていますけれども、しかしながら高齢化の進展による農業従事者の減少に加え、農業従事者の大半が従来型の生鮮出荷を中心とした生産販売方法を踏襲していることから、他の産地と比較すると市場価値が低く、安定した所得が期待できないため、担い手不足やそれに伴う耕作放棄地の増加など、悪循環に陥っている状況にあるものと認識しておりますと、率直に厳しい現状を認めていただいたことについては、評価をさせていただきたいと思うのです。

それで、これは農協の吉名支所の関係者というか、組合員の方からお聞きした話でありますけれども、来年2月をもって農協の吉名支所も廃止をされると、幸いジャガイモの集荷時期には再開をするというのですか、ジャガイモの生産出荷には支障を来さないような支所運営をすると、こういうことであります。

この2月に、ずっと農業をやってこられて、篤農家といいますか、夫婦で頑張ってこられた方、小吹のパイロットファームの方にも農地を持ったり、非常に一定の規模といいますか、相当の規模で農業を営んでこられた方がお亡くなりになられました。夫婦で非常に頑張っておられたのですけれども、奥さんの方は今まで2人だから頑張ってこられたけれども、もうこれからはどうしようもないねと、草だけを刈るのが仕事ですから、草だけ刈る仕事です。どういいますか、非常にそれこそ仕事の達成感みたいなことを、私の前の議員さんも質問されておられましたけれども、よそに迷惑をかけられないから草を刈るだけだということになってくると、非常にやりがいといいますか、生きがいが失われて、ああ、またこれで吉名のジャガイモも、有力な生産者だったのですから減ってくるなと。

かつては、私が小学校時代、小さいころですけれども、吉名駅にはジャガイモを積み出すための専用の引き込み線があって、そこで集荷したジャガイモを関西とか中京の方へ送り出していたわけです。その当時のジャガイモ生産の格付といいますか、番付では、吉名のジャガは横綱の位置を占めていたわけです。それから、高度経済成長を迎えて、どんどんどんどん農業分野から他の工場勤務とか、そうしたところへ労働力が移行をしていって、だんだんだんジャガイモの生産農家が減っていく中で、一定の収量を確保できないわけです。一定の収量を確保できないわけです。一定の収量を確保できないわけです。ですから、いつしか、かつては横綱の地位を占めていた吉名のジャガイモ生産も、幻のジャガイモと言われるようになった。

私,最近買い物に行ったりもするのですけれども,例えばブドウです。ブドウ支所も, ブドウの出荷時期には再開をしているのでしょうけれども,例えば三次市であるとか,あ るいは沼隈産のブドウなんかと比べても,特に三次と比べたら約3分の1の価格です。沼 隈産と比べても,おそらく200円前後の価格で違いがあるのだろうと思うのです。これ は,私はここで答弁されておられるような,従来型の生鮮出荷を中心とした生産というこ とではなくて,市場が,マーケットが相手にしてくれるだけの生産規模,これを確保でき ないところに私は竹原市内のブドウ農家の方々,あるいは吉名のジャガイモを生産してお られる方々の現状があるのだろうと思うのです。同じように努力しても,市場が相手にし てくれるだけのロットというか、収量を確保できないところに、私はやはり竹原市農業の 深刻な状況があるのではなかろうかと、このように考えているわけであります。

国でいえば、この竹原市農林水産アクションプラン2014も、実は安倍政権になって 国際競争力を持った強いもうかる農業を目指すという形の中でつくられたものですよね。 竹原市においてそうした国際競争力を持った、あるいは国内市場においても価格競争力を 持った、そうした強いもうかる農業というものが果たして実現可能なんだろうかと、私は こう考えているわけです。

そして、そうは言いながらも、畜産関係においては、例えば農林水産大臣賞を受賞されたところも含めて、かなりの所得を得られているというか、このアクションプラン2014で示した数字を見ても、農産物の販売金額別農家数で3、000万円以上のところが3件あります。そして、2、000万円から3、000万円も1件です。これが例えば2、000万円から3、000万円未満のところで見ると、平成17年と22年で比較すると、17年が2件あったものが22年には1件に減っているのです。率でいえば50%減。そして、1、000万円から2、000万円未満のところが、17年と22年を比較した場合、17年が3件で22年が4件と増えているのです。ですから、ある程度、経営能力の高い分野とか農家さんにおいては、相当に頑張っておられるということは言えると思うのです。

ただし、畜産にしても、おそらく今の2、000万円から3、000万円未満の農家所得のところについて言えば、例えば花であるとか、ハウスとか、そうしたものに係る投資というのは、かなり大きなものがあります。それ以外のところは、やはり非常に厳しい。全国で中山間地が置かれている状況以上の深刻さが、私は竹原市農業にはあると思います。ですから、もう少し、私は現状分析をしっかりしていただきたいと思うのです。

私,吉名で、例えば吉名農協がジャガイモの出荷時以外は閉鎖するということになってくると、先ほども申し上げましたように、92歳の非常に篤農家でありましたけれども、何とか種ジャガだけは掘ったのだが、あとはとれないというわけよね。そうなってくると、私はかつてジャガイモ祭りを応援させていただいたことがありますけれども、その時吉名の農家の皆さんは、ジャガイモ祭りも反対だったのです。

それで、吉名の農業の歴史というのは、葉たばこからジャガイモへと展開をしていった のです。そして、種ジャガの産地指定を受けているからまだやっていけるのです。この種 ジャガの産地指定がもしもがれるということになったら、おそらく吉名のジャガイモ生産 というのも大打撃を受けるでしょう。そうなってくると、このアクションプランの最初に 示している本市の農林水産業就業者割合は、全就業者数の約6%となっており、農林水産 業は本市の基幹的産業として位置づけられているとは言えませんと、こういうふうに書い ているのです。私は、このスタートラインに立った時に、おそらく竹原市農業の再生も、 竹原市の地域経済の再生も、あり得ないと思います。もちろん、その厳しい認識というの は必要なんですよ。

例えば、東広島の市長さんは、どこへ行かれても東広島市にとって農業は大事なのだと位置づけています。私は、市長とか副市長とかに言うのではないのですよ。もう少し職員の皆さんに、例えば地方創生でもそうですよ。地方創生も一つとして、そうした地域の農業とか産業、そこから生まれる産品を、例えば道の駅の再編とかそうしたものも踏まえて、しっかりと地域の農業なり、あるいは水産業なりの活力が生まれるような地方創生計画をつくってくださいねと、こういう話だったわけです。確かに、いろいろ道の駅も議論があるかもわからない。しかし基本的に、やはりあれだけの面積の中では、私は限界だと思います。限界だと思う。どうしても、規模拡大等も図っていかなきゃ、これ以上の、例えば地域の生産者が出荷できる、あるいはその出荷することによって消費者と触れ合い、所得の拡大につながっていくようなことは、今の規模では、私はもう限界だろうと思います。

そうしたことも踏まえて、来年度の見直しへ向けて、私はしっかりとした現状認識を持っていただくとともに、先般の議会の時、条例改正の時にも申し上げましたけれども、今、竹原市にとって非常に規模が小さい農家を分散させたまま放置しておくというのは、非常に竹原市農業にとって致命的な欠陥だと私は考えます。そうしますと、この優良農地、当然水とか、昼間と夜の温度差とかいろいろあるでしょう。そうした優良農地をもう一遍見直していただいて、その農業の最適地、そこにもし耕作放棄地等があるとするならば、それらを何とかして意欲のある、またおやじの跡を継いで私も頑張るというふうな後継者がおられる意欲的な農家に、是非とも集約できるような取組をお願いをしておきたいと思うわけです。

そうしたことのために農業委員会法も改正をされ、また、今委員会において審議中でありますけれども、土地改良法の改正に伴う条例の改正案が出ておりますけれども、これも先ほども申し上げましたように、国際的、あるいは国内的に価格競争力を持った強い農業生産を実現するための基盤整備としての土地改良を、円滑化を図るために出されている条

例改正案ですよね。それで、さらに言うならば、農業委員会法においても、農地利用最適 化推進委員が新設をされたわけです。

何としても、少なくともマーケットが竹原の農産物として正当に評価をしていただけるような生産量を確保できる、そうした体制に向けて、部長をはじめ農業委員、また農地利用最適化推進委員ももう既に任命されたようでありますので、是非とも次の見直しにおいては、そうした厳しい現状を踏まえながら、ある意味厳しい、寒い夜から夜明けを迎えられるような報告になるように、関係者各位の厳しい現状認識と、そして強い意志を持って再チャレンジしていただくというか、そういう形で取り組んでいただきたいと思いますが、この点について部長はどうお考えになられるか、御答弁願いたいと思います。

議長(道法知江君) 残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお答えいただきたい と思います。

企画振興部長。

企画振興部長(桶本哲也君) 農林水産アクションプランについての御質問でございます。

今,議員から御指摘ございましたように、竹原市にはジャガイモ、かつて日本一の生産量を誇ったジャガイモですとか、ブドウにつきましてもワインに使用されたとか、生産量も一定にはございまして、非常に盛んであったというようなところから、現状、かなり生産量においても、農業従事者についても非常に減少してきているという、非常に厳しい状況であるというふうに思います。

今,議員からの御指摘いただいたような内容も踏まえまして、農業委員会におきましても、農地利用最適化推進委員というのがこの8月から新たに任命をいたしておりますので、こういった農地利用最適化推進委員、現場で活動していただいて、農業委員会においてもそういう御意見もいただくという立場の方でございます。現場、非常に精通されておられる、こういった委員さんの御意見も伺いながら、また竹原市の農業の厳しい現状というのも踏まえて、このアクションプラン、来年度見直しを行いますので、そうした検証も行いながら、見直しについてはしっかり検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(道法知江君) 10番宮原忠行議員。

10番(宮原忠行君) 大変,企画政策……。

議長(道法知江君) あと1分となっております。よろしくお願いいたします。

10番(宮原忠行君) 大変だろう思います。御奮闘を期待をして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長(道法知江君) 以上をもって10番宮原忠行議員の一般質問を終結いたします。 以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、9月12日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれに て散会いたします。

午後3時56分 散会